

令和元年第2回定例会

麻績村議会会議録

令和元年 6月4日 開会

令和元年 6月7日 閉会

麻績村議会

令和元年第二回〔六月〕定例会

麻績村議会議録

令和元年第二回〔六月〕定例会

麻績村議会議録

令和元年第2回定例会

麻績村議会会議録

令和元年 6月4日 開会

令和元年 6月7日 閉会

麻績村議会

○ 招 集 告 示

麻績村告示第21号

令和元年第2回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月29日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 令和元年6月4日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 飯 森 茂 孝 君
3番 峯 村 賢 治 君
5番 塚 原 義 昭 君
7番 茂 木 泰 男 君

2番 塚 原 利 彦 君
4番 宮 川 秀 俊 君
6番 小 瀬 佳 彦 君
8番 小 山 福 績 君

不応招議員（なし）

令和元年第2回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和元年6月4日（火）午後1時30分開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長挨拶
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 請願・陳情等の委員会付託
- 日程第 6 承認第1号から承認第4号及び議案第1号から議案第7号まで一括上程
- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度麻績村一般会計補正予算(第7号))
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算(第4号))
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(村税条例等の一部を改正する条例について)
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 議案第1号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約について
- 議案第2号 麻績村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第3号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 議案第5号 令和元年度麻績村一般会計補正予算(第1号)
- 議案第6号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第7号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	塚原義昭君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	白井太津男君
監査委員	飯森雄三君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	宮下桜
--------	------	----	-----

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（小山福績君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和元年第2回麻績村議会6月定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

村でも既に取り組まれていますが、さきの議会運営委員会で協議がなされ、当議会においても地球温暖化防止対策、また節電に資するために10月31日までクールビズ対応で会議を行います。

なお、上着の着用については個人の判断とします。行政関係の皆様におきましても、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、議会傍聴、撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等配付資料の確認及び今期定例会の日程と、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山福績君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、峯村賢治議員、7番、茂木泰男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山福績君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月8日開催の議会運営委員会において、本日4日から7日までの4日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日6月4日から6月7日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日4日から7日までの4日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小山福績君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第2回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年度は2カ月余が経過いたしました。ここで新年度に入りましての状況等について少し報告させていただきます。

まず、4月当初には保育園の入園式、小・中学校の入学式が行われました。新入園児、児童・生徒たちは大きく変わった環境にも慣れ、元気に過ごしている様子をうかがうことがで

き、大変嬉しく思っております。

次に、5月1日の元号改正につきましては、事前の準備期間もあったことから混乱もなく移行できました。また、改元日の休日窓口業務も件数が少なく、問題なく処理ができました。

次に、大型10連休中の聖高原につきましては、全般は天候に悩まされましたが入り込みも多く、結果はおおむね良好でありました。

次に、村とかかわりの深い組織、麻績村社会福祉協議会、聖高原リゾート株式会社、NPO法人おみごと、株式会社聖高原管理センター、それぞれ昨年度の決算がまとまりましたが、いずれも良好な結果でありました。関係者のご努力と、ご支援を賜りました多くの皆様に感謝を申し上げます。

次に、新年度事業につきましては、それぞれ事務手続に着手し、おおむね計画どおりに進行しております。特に猛暑に備えての空調設備工事については工期が心配でありましたが、ほぼ竣工となりました。

そして、現在、各地区に赴き行政懇談会を行っておりますが、村民の皆様からは貴重なご意見、ご要望、ご提言、そして温かい励ましなどをいただいております。これからの村づくり施策に役立つものと感謝しております。今後も引き続き村民により身近な村政運営に心がけてまいります。

議員各位におかれましても、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会におきましては、報告、承認案件及び補正予算案件の議案を提出いたします。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（小山福績君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 第7期聖高原リゾート株式会社の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 第47期株式会社聖高原管理センターの経営状況に関する書類の報告について、報告第3号 平成30年度麻績村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上3件については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告書についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） ないようですので、次に進めます。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（小山福績君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

第1－8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願については、社会文教委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

また、前回継続審査になっています第31－1号につきましては、総務経済委員会にて審議をお願いいたします。

また、第31－5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的論議により民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情、第31－6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書等の採択を求める陳情、第1－7号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的論議により民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情については、文書配付のみといたします。

◎承認第1号～承認第4号及び議案第1号～議案第7号の一括上程、提

案理由の説明

○議長（小山福績君） 日程第6、承認第1号から承認第4号まで及び議案第1号から議案第7号までの11議案を一括上程します。

議案名の朗読は、省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） 令和元年6月定例議会に提出いたしました承認案件及び議案の提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度麻績村一般会計補正予算（第7号））の提案理由を申し上げます。

平成30年度麻績村一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求められます。

その主な内容についてご説明申し上げます。

歳入については、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、負担金、県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入、村債の確定に伴う補正を行いました。

歳出について、主なものを申し上げます。

総務費では、地域おこし協力隊経費の増減額を、ふるさと応援寄付金記念品不足額の増額を補正計上いたしました。

衛生費では、太陽光発電システム導入補助金不足額の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、経営所得安定対策等推進事業補助金不用額の減額を補正計上いたしました。

諸支出金では、基金費において将来、財政負担の軽減を図り健全な財政運営を行っていくために、減債基金など必要な基金の積み立てを補正計上いたしました。

予備費においては、歳入、歳出の調整を行ったものです。

補正額は6,370万円の増額で、歳入歳出総額は26億5,470万円となります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第4号））の提案理由を申し上げます。

平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求められます。

その主な内容についてご説明申し上げます。

麻績村観光事業特別会計を平成30年度をもって廃止し、一般会計に編入するため補正するものです。

歳入については、繰越金、雑入の確定に伴う補正を行いました。

歳出については、余剰額を清算するため一般会計繰出金、予備費の補正を行いました。

補正額は2,000円の増額で、歳入歳出総額は5,044万3,000円となります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

内容は、地方税法等関連法令が改正されたことに伴い、個人住民税における非課税の範囲に単身児童扶養者の追加、各種税額控除の要件等の拡充、消費税率の改定にあわせた軽自動車税の規定の整備等、当該条文の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の提案理由を申し上げます。

本件は、麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

内容は、地方税法施行令等の改正に伴い、課税限度額の引き上げ及び軽減措置の拡充等、当該条文の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第1号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

現在、麻績アクアセンターし尿等投入施設建設事業を進めておりますが、5月29日に入札を行い、5月31日付で工事請負契約の仮契約を締結いたしました。

地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議決後は仮契約を本契約に切りかえるものであります。

次に、議案第2号 麻績村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税等を基金として積み立て適正に管理するため、地方自治法第241条第8項の規定により条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

による、低所得者の保険料軽減強化の実施に伴い、所得段階第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、保険料率を改正するものであります。

次に、議案第4号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

聖高原別荘地地上権設定契約者の長期にわたり地代を滞納している者に対し、地上権設定契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本年度も既に2カ月が経過いたしましたでしたが、事務事業も順調に進展しております。

事務事業を執行していく上で必要となりました事項について、予算補正を行うものです。

また、年号を改める政令の施行に伴い、麻績村の予算における会計年度の名称は、全体を通じて「令和元年度」とし、改元日以降に作成する文書において「令和元年度予算」と表示するものとなりました。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税では、緑のふるさと協力隊経費分特別交付税の減額を補正計上いたしました。

国庫補助金では、プレミアム付商品券事業補助金等の増額を補正計上いたしました。

県支出金では、長寿命化防災減災事業補助金の増額を補正計上いたしました。

基金繰入金では、国のガイドラインが定められ、長寿命化防災減災事業実施に係る財源が県支出金と過疎対策事業債から充当できることになったため、農業構造改善事業基金繰入金の減額を補正計上いたしました。

諸収入では、退職消防団員報償金の減額などを補正計上いたしました。

村債では、過疎対策事業債において、長寿命化防災減災事業、地区公民館耐震改修事業の増額を、集落元気づくり事業の減額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

全款にわたり、4月の人事異動等に伴う人件費の変動、共済組合負担金率変更に伴う変動を補正計上いたしました。

その他の各款別内容について申し上げます。

総務費では、会計年度任用職員制度移行支援業務委託料、庁舎空調設備配管調査委託料、

空家活用事業用住居借上料、移住促進フェア参加負担金等の増額を、緑のふるさと協力隊経費の減額を補正計上いたしました。

民生費では、プレミアム付商品券事業費、障害者自立支援給付審査支払等システム改修費の増額を補正計上いたしました。

衛生費では、風疹追加対策事業費の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、村単事業工事請負費の増額を補正計上いたしました。

土木費では、特別会計繰出金の減額を補正計上いたしました。

消防費では、退職消防団員報償金不用額の減額を補正計上いたしました。

教育費では、地域交流センター無線ネットワーク整備関連経費、地区公民館耐震改修設計監理委託料、分館公民館整備補助金の増額を補正計上いたしました。

公債費では、平成30年度末長期債繰上償還に伴う元利償還金不用額の減額を補正計上いたしました。

予備費においては、歳入、歳出の調整を行ったものです。

補正額は360万円を増額し、補正後の歳入歳出総額は27億860万円となります。

次に、議案第6号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の減額を、雑入の増減を補正計上いたしました。

歳出では、4月の人事異動等に伴う人件費の減額を、建設改良費において浄化槽整備推進事業村単事業工事請負費不足額の増額を補正計上いたしました。

補正額は370万円を減額であります。

次に、議案第7号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の減額を補正計上いたしました。

歳出では、4月の人事異動等に伴う人件費の減額を補正計上いたしました。

補正額は100万円の減額であります。

以上、承認4件、議案7件であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小山福績君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本日は上程のみとし、審議、採決については6月7日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小山福績君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和元年第2回麻績村議会6月定例会第1日目を終了し、本日はこれで散会といたします。

この後、直ちに委員会室において全員協議会を開催し、上程しました議案の内容説明を受けますので、ご移動をお願いします。

また、全員協議会終了後、委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時52分

令和元年第2回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和元年6月6日（木）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 飯森茂孝君

2番 塚原利彦君

3番 峯村賢治君

4番 宮川秀俊君

5番 塚原義昭君

6番 小瀬佳彦君

7番 茂木泰男君

8番 小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 宮下利秀君

振興課長 塚原敏樹君

水道室長 飯森秀俊君

住民課長 森山正一君

観光課長 青木秀典君

教育次長 白井太津男君

監査委員 飯森雄三君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚原優仁

書記 宮下桜

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和元年第2回麻績村議会6月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎一般質問

○議長（小山福績君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は6名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可します。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（小山福績君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

1 番、飯森議員。

〔1 番 飯森茂孝君 登壇〕

○1 番（飯森茂孝君） 皆さん、おはようございます。議席番号1 番の飯森茂孝です。よろしくお願ひします。

5 月1 日、新元号が発表されました。新しい元号、令和に込められた思いは、万葉集からと聞きます。人々が美しい心を寄せ合う、その中で文化が生まれ育つとの意味のようです。たとえ元号が変わっても、世の中が平和であり、麻績村がますます繁栄していく時代であつてほしいと願うところです。

国内では、幼児教育、保育料の無償化、そして、社会保障費が膨らむ一方の中で、10 月から導入される消費税増税10%、そして、働き方改革など、私たち一人一人にとつても不安材料が見え隠れしております。これは、村の財政にも直接影響しそうです。

私自身、昭和、平成、令和と3 つの元号を体験し、本日、6 月定例議会において、令和元年初の一般質問の場をいただきました。質問内容は、1、議員質問に対する行政対応と進捗状況。2、地域おこし協力隊の現状について。3 番、防災対策と安心・安全の村づくりです。一問一答でお願いいたします。

それでは、自席にて質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問に移ります。

議員質問に対する行政対応と進捗状況についてです。

今まで、議会で質問してきた事案を整理するとともに、村民の皆さんからいただいた提案や要望を含んだ質問をどれだけ受け入れられ、村政に生かされたのか、確認・検証することも重要であると思え、考え、質問事項1 といたしました。

広報で確認できるのですが、まずは私のほうから、平成29 年12 月に、ひだまり広場の全日開放を望む声を支援できないかという質問をいたしました。翌年4 月から、週3 回から平日毎日開設となりました。子育ての世代の皆さんから、開設日がふえ、改善されてよかったというような好評を得ていると思ひますが、そこで、質問要旨1 の、ひだまり広場開設日がふえたことによる利用状況について質問いたします。

入園前の子供さんの利用者数の推移、そして、子育て支援班です、これは協力隊の方だと思ひますが、今回卒業しました。そのことによるスタッフ不足はないか、そして、今後、職員増などの今後の課題についても答弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） それでは、ご質問のひだまり広場の利用状況について、お答えをいたします。

ひだまり広場は、主に未就園のお子さんがある家庭が親子などで自由に集い、育児交流ができる場所として利用されております。子育てをしている方々の仲間づくりや居場所の提供、また、子供たちの健やかな成長を見守り支援することを目的として開設しているものでございます。

従来は、開設日を月、木、金の週3回ということにしておりましたが、先ほどのとおり利用される方の要望もありまして、平成30年4月より、平日は毎日開設ということにしております。利用時間は、午前9時から午後4時までとなっております。午前中は昼過ぎまでは支援員が入りまして、午後は基本的には自由開放という形になっております。

利用者数であります、平成29年度が年間2,034人、月平均大体170人ほどの利用でございました。開設日が毎日に拡大された平成30年度は、年間4,183人、平均350人ということで、ほぼ倍増という形の数字となっております。大体、多い日、少ない日という部分で大小は多少ありますけれども、毎日ほぼ10組ほどの親子に利用していただいております。

支援員の今の体制ですが、現在子育て支援、ひだまり等児童クラブの担当の嘱託職員が1名入っております。また、午前中等あるいは訪問される方が多い場合は、子育て支援コーディネーターが適宜入っております、任務に当たっております。午後も自由開放とはなっておりますけれども、相談がある場合という部分につきましては、随時相談に乗るような形をとっております。

また、保健師も定期的にそのひだまり広場のほうに入っております、支援員あるいは子育て支援コーディネーターとの連絡体制を密にしている部分でございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今の説明がありましたけれども、これからも、ひだまり広場のさらなる充実と利用者の皆さんに寄り添った交流の場であることを期待いたします。

それでは、続きまして、平成30年3月の議会で、役場建物内禁煙推進の質問をいたしました。その後、健康増進法の改正を受け、屋内禁煙義務化など規制強化に伴い、ことし4月1日から禁煙となりましたが、これを質問要旨の2といたします。役場建物内禁煙推進と受動喫煙防止対策の進捗状態について、答弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、役場建物内の受動喫煙の防止の関係につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

受動喫煙防止対策につきましては、議員おっしゃるとおり、健康増進法の改正ですとか、信州保健医療総合計画などによりまして、公の場における完全分煙の動きが進んでおるところでございます。

役場庁舎の受動喫煙防止につきましては、以前より、議長さん、副議長さんを初めとし、多くの議員の皆様からご提案をいただきまして、継続課題として県関係機関、愛煙家の皆さんと調整を進めてまいりましたが、平成31年3月に役場庁舎外に喫煙所を設置を完成しました。ようやく、本年4月1日より、庁舎内の全面禁煙ということで運営を始めることができました。皆様のご協力に感謝しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、答弁がありました。全面禁煙ということになったということですが、私も、以前から職業も職業だったので、禁煙については、以前から私もぜひお願いしたいということで、事あるごとに質問をさせていただきました。

これは、厚労省のほうから2010年の2月に、多数が使用する公共的な空間については、原則として全面禁煙にすべきとのそういう通知は、多分役場のほうにも来ていることと思います。

そして私は、一番大事な点は、高野村長も信大医学部と健康増進ということで、健康管理の連帯協定もされております。そのことを考えますと、私の立場からすると、もう少し早く、やはり麻績村の役場庁内は、やはりもう少し早くから禁煙を実行すべきだと、そんなふうに思っています。

そこで、再確認ですけれども、麻績村の村有施設、これは全面禁煙ということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 全体的の関係で申し上げますけれども、教育関係の施設につきましては、教育委員会のほうで定めております。その他、一般の方が利用される部分につま

しては、各施設ごとに定めておりますので、一概にというわけにはまいりませんが、営業施設等もございますので、分煙ということで、今現在努めているところでございますのでよろしくお願い致します。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、今の発言ですと、村有施設全てということではなくて、やはりところどころでは分煙をするというシステムになっているようです。

できるだけ早く、村有施設というものに対しては全面禁煙であるべきと、私は認識をしていただきたい、そんなふうに思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、次は、平成30年9月の議会での質問、現行基準に適合しないブロック塀の撤去費用の制度導入についての確認になります。この質問を要旨3にいたします。

隣村である筑北村では、震災に備えてのブロック塀撤去の補助金に関する予算が、ことしの2月に報道されました。震災に備えてのブロック塀の安全対策と補助金内容、そして、村民からの問い合わせ件数はどのくらいあったか伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

麻績村では、麻績村の耐震改修計画に基づきまして、ブロック塀等の撤去及び改修工事を行う者に対しての予算を、今年度計上させていただいております。

昨年12月28日に告示をし、1月4日から施行しているということで、12月の補正をさせていただいております。

さらに今年度につきましては、各1件ということで、それぞれ25万円の計上をさせていただいているところでございます。

補助金については、ブロック塀等の撤去については1敷地内10万円以内、耐震改修の場合には15万円ということで上限を設けております。1月の広報等やホームページのほうへ掲載をし、広報等行っておりますけれども、今現在、1件の問い合わせもございません。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私も、ホット・情報、ことしというか平成31年の1月号の広報には、補助金の要綱、これが載っていなかったもので、できればその細かいところまで、やはり載けていただきたい。

ということと、もう一つ、1点なのですけれども、やはりあの大きな震災があった後ですので、気を抜かないで、そういうのは広報で流していただいて、劣化しているブロック塀に関しては行政のほうからも指導はやはり必要ではないかと。それは、村道とか国道とかそういうところに面しているもの、また、バスの待ち合いしているようなところというのは、やはり気をつけないとまずいのではないかなと私は思いますので、ぜひそちらのほうも努力していただきたいと思います。

それでは、次、私のほうで平成29年12月に質問しております。これは、何度も私のほうからお願いしたりしているのですけれども、若者定住促進住宅地の児童公園設置と交通安全対策の進捗状況についてです。

私も、家が近いということで、あそこの若者住宅も4棟プラスされて、30棟になりました。平日になりますと、平日の午後、こういうとき、そしてウイークエンドともなりますと、親子連れの姿が多く見られます。また、道路が抜けたということにより、交通量もふえ、大変危険な状態にあります。

そこで、前々からお願いしてあるのですけれども、安心して集える児童公園の設置を要望してきている議員として、児童公園の建設はできるものと私は確信していましたけれども、この進捗状況を確認したいので、答弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

住宅地内にあります緑地公園と、それからその設置可能なスペースというのは、以前から申し上げますように、できてあります。

3月の定例議会でお話をしましたとおり、今までの慣例から、公園の設置については村、設置後の管理については地元で行っていただくということになっております。地域から具体的な要望等がございませんでしたので、地区懇談会等で地区の地元住民のご要望をお聞きしようということで思っておりましたけれども、若者定住の方の出席が少なかったことから、ご意見等いただけなかったということでございます。

今後は、本町地区で行う集会などで意見集約をしていただく中で、どんなものがいいかというものを地元として検討していただきたいというふうに思っております。そのご意見を聞く中で、今後、その設置に向けてどうしていくかということの具体的な検討に入っていきたいと思っております。

それから、議員おっしゃられます児童公園というイメージがどういうものかわかりませんが、村として考えておられますのは、地域として管理しやすい広場ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、答弁いただいたのですけれども、私もたびたび若者住宅の若い親御さんに会ったりしまして、いろんな話を伺っております。皆さん方は、やはりこの公園、広場というものを切望しております。

そして、先ほども地区懇談会のお話が出ましたけれども、やはり地区懇談会もあそこに出席する方というのも、やはり限られてしまうというところもありますので、そこだけを重点的に話されても、私はちょっと理解できません。積極的に行政側のほうから、若者住宅の代表者といいましょうか、そういう方とコンタクトをとりながら、よりよい環境づくりというものを目指していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続いて、総務省が2009年度から始めました制度である地域おこし協力隊の現状についてを質問事項2といたしました。

質問要旨1、協力隊員による活動成果と評価、これは約10年間にわたる活動実績と評価の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

以前にもこのご質問にお答えをさせていただきましたとおり、村としましては、当初は協力隊制度、定住にまでつながるという考えは持っておりませんでした。日中の村の中では高齢者のみ、地区の活動もできないというような地区があらわれてくるなど、若者が村の中で活動するだけで明るくなると想定して制度を導入し、採用をし始めたものであります。

導入後、5年ほど経過する中で、定住につながった協力隊が2名ほどあらわれました。さらに、この者は子育て中の若者であったこともあり、協力隊制度は当村でも移住につながる可能性を秘めた事業であるということを知ったところでございます。その後、採用者をふやし、ことしで導入8年目となりますが、総勢34名を採用してまいりました。

活動状況でございますけれども、現在は農業後継者、伝統工芸復興、子育て支援、情報発信の活動を行っております。当初は、協力隊活動にも余裕がありまして、住んでいない地区

のお手伝いにも協力隊を派遣し行ってきましたが、現在では住んでいる地区のみとなっています。さらに、村の主権をします行事はもとより、村民有志が行っております村づくり活動にも協力をさせていただいております。

現在、教育委員会の中で行われているひだまり広場は、協力隊が村の移住してきた子育て中の親との交流の中で、移住してきた者同士、悩み事や子育てについて親子で集まれる場が欲しいとの声を聞き取り、協力隊が発案をして始まった事業でもございます。

協力隊の任期は、1年ごと活動実績と相互の話し合いによって3回まで更新できます。採用した者の中には、面接時に人格を見切れず村民に迷惑をおかけした事例もあります。全ての者が3年間いるわけではございません。1年で更新をしなかった者もあれば、任期中にみずから退任を申し出た者もおります。

協力隊制度の導入と活動評価としますと、活動につきましては、村民から頼りにされる者もたくさんおります。また、働く場のない村で定住につながった者もおります。協力隊のみでは定住率40%ですが、家族も含めれば24名に上ります。相対的に協力隊制度の導入は、よいものと評価をしているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 細かく説明していただきました。

協力隊の皆さんによる地域の課題克服とか住民の生活支援、そういうものに取り組んでいただける協力隊員は、麻績村の人口減少、高齢化、そして労働力の不足が進む麻績村では、大変貴重な担い手であると理解しております。

隊員の皆さんにとって生きがいや達成感、そして心癒やされる環境を提供するのも村としての使命だと考えておりますが、その点についてもお伺いいたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 3年間の中で、定住につながるということは非常に難しいことでございます。村側におきましても、協力隊の定住しやすいように環境を相談を受けて行っているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私は、協力隊員の方たちとも時々いろんな話をしたりすることもあり

ますけれども、私の目から見ますと、協力隊員だということで麻績村に入ってきて、志を胸に抱いてこちらのほうへ来る方もいます。一生の問題と考えてこちらに協力隊として来られる方もいます。しかしながら、ちょっと見方を変えますと、ちょっと縛られているところもあるのではないかなど。私は日ごろ、そんなふうに思っていますし、私もそういう見方をしているのかなというような気がいたしますけれども、協力隊員の皆さん方は縛られることなく伸び伸びと生活できる環境を、麻績村としても整えてほしいと思っております。

それでは、次の質問要旨に移ります。質問要旨2番ですけれども、退任者の動向と自立支援対策、これについて質問いたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 国におきましても、地方に移り住んでいる協力隊をそのまま地方に残すための施策としまして、活動地において退任1年前から退任後1年間の間に起業をする場合については、限度額100万円の特別交付税措置をする支援事業がございます。当村でも導入をしております。

また、協力隊制度を活用した農業後継者育成事業としまして、NPOを発足させて農業指導を行うとともに、地域住民との交流を深め、定住できるよう支援をしております。また、退任後も引き続きNPOが支援できるような体制をとっております。さらに、農業行政、JA、その他農業関係団体と連携を図り、支援指導を行っておるところでございます。

伝統工芸、子育て支援、観光情報発信では、活動を通して直接定住につながる環境は当村ではございません。このことにつきましては、面接審査におきまして、そのことをしっかり伝える中で採用をしております。

こうした中でも、村に残りたいとする者もあらわれております。いつでも相談できるような体制をとっております。最近では、商工会にも協力をいただき、林業で起業した者、また、空き店舗をお借りして開業を目指す者もおります。そんなことで支援をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、最後のほうで、開業の話が出ました。

私も退任者の方ともいろいろな話をしているわけですが、この開業するというその志、いわゆる麻績村のこの人口の少なく若者が非常に少ない中で、その若者を大切にしよう

という協力隊員の志、開業して、中身を聞いたりいたしますと、みんなが集えるような喫茶みたいなものも考えていると、そういう話を私は聞いております。

そんな中、非常に、先ほど支援するにも100万円という金額が出たわけですがけれども、このように、協力隊員として何年間か村のためにいろいろな労働をさせていただいた方ですので、この地元に起業すると、しかも若者を中心にしたり、またおじいさんおばあさんが気軽に寄っていただけるような、そういう喫茶店をつくろうというような考えもあるようです。ですので、そういうような方に関しては、やはり特別な、やはり企業に対する手厚いバックアップをしていただきたいと私は切に思っているところです。

この自立支援のプログラムに関しましては、先ほど村づくりの課長さんのほうから言われたように、ぜひ手厚いバックアップをしていただきたいと、私はそのように思っております。それでは、続きまして、質問要旨3番に移ります。

地域おこし協力隊作業時の安全管理体制と再発防止策について、質問要旨といたします。

皆さんもご存じのとおり、昨年余りにも気の毒としか言いようのない、昨年起きました共同作業中の事故でした。私としては、余りこの件に関しては触れたくないというのが実際ではありますけれども、やはりこれを一つの機会として、今後、安全管理体制、この徹底と再発防止に向けた強化策について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 現在9名の協力隊が活動しておりますが、協力隊の活動は役場職員の下請ではございません。先ほど飯森議員のほうからおっしゃられましたように、自由な活動をぜひさせていただきたいというのとおり、そのとおり、協力隊を定住に向けた活動をさせているところでございます。ですので、活動自体さまざまな活動に及んでおります。1人で日々の活動を行っておるのが今の現状でございます。常にその役場職員がそのものを見て管理していることは、とてもそれはできない状況であります。

協力隊には、月1度の定例会を持って打ち合わせを行っております。また同じように、月1度の面談を行っております。また機会があるごとに、活動あるいは安全運転、このことに対し、けがのないよう声かけを行いまして、注意喚起を行っているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 村づくり推進課長のほうから、今答弁がありました。

このヒューマンエラーというのはなかなか難しい問題だと私は思います。全ての仕事に、

この危険というのはさらされている状態だと思います。ですので、ぜひ、こういう機会です。今、協力隊員の皆さんも、農業のほうにも携わっている方もいます。果樹のほうに携わっている方もいます。そういうことを考えますと、今は農繁期真ただ中でありますけれども、車両運転からトラクター、そして果樹園においてはSS作業、草刈り等、そして事によっては重機の扱い、そんなようなこともされることもあると思います。全ての作業に危険は伴っていると思います。常に、今後の安全確認、そして安全教育というものは、常に徹底していただきたいと思います。さらなる安全教育をお願いいたします。

それでは、続きまして、次の質問事項に移ります。

村では高齢化率44%、これは2、3週間前に新聞にも報道されていました。長野県の中でも44%というのは7番目です。全県の中で7番目の高齢化率になってきています。そして、そういうことを考えますと、老老介護やひとり暮らし世帯が、非常に、私はこのところ加速度的にふえているような感じがいたします。

そこで、防災体制と安全・安心の村づくりの取り組みということに関しては、この高齢化率から考えたり、1人で暮らしている、そしてひとり暮らしの世帯が増加しているということを考えてみますと、防災体制と安全・安心の村づくりの取り組みは、麻績村にとっては非常に重要な課題であると思います。その観点から質問事項の3番といたしました。

ことし2月ですか、防災会議も招集されました。そういうこともありまして、防災会議の意義とその災害に備えるための具体的な対策についてです。

私は前々の一般質問の中でも、麻績村と筑北村は、もう以前から、消防及び災害時における協定の連帯を組んでいると、結んでいるというお話でした。ところが私、いろいろな新聞を見たりしますと、お隣の村では非常持ち出し袋、防災グッズを全戸に配布し、このことしの9月1日の総合防災訓練で実際に活用し、防災意識の向上につなげ、そして安否確認を徹底するという記事がありました。これには私も目を引いたわけですが、前回の質問に引き続き、私自身非常にしつこい議員だと思われそうですが、麻績村は防災力向上のために、もっともっと積極的に進化すべきだと私は思っております。

さて、災害時の指定避難所が、防災会議の折に、新しく新たに21の地区の公民館が追加されました。それで、そのうち耐震改修の対象となる公民館数、そして質問要旨の1であります「第1次避難所整備に基づく耐震改修工事の優先順位」、これはどのような基準で進めていくのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

現在進めております第1次指定避難所としての地区公民館の耐震改修事業につきましては、新耐震基準によります昭和56年以前に建築された公民館ということで、市野川公民館、西麻績公民館、上井堀公民館、野田沢公民館の4施設と認識しております。

まず、これらの公民館を対象として事業実施を行っているところでございます。

優先順位とのご質問ですが、近くに村や学校体育館、地域交流センターなど次の避難場所という部分での活用ができる施設があるかどうか、また、近くの施設までの距離、それから構造、場所等を考慮しながら進めているところでございます。できる限り早目の耐震改修対応ができるように努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、その耐震改修工事の優先順位、これは昭和56年以前につくられたところを中心に考えて、そして避難場所が近くにあるかどうかということも考慮しながら、耐震化に向かって進んでいくということで、私はこれは非常に理解できる説明だったと思います。それでですね、これ、やはりこの順位を決めるにしても、今回は市野川公民館だということも聞いておりますし、どのくらいの費用がかかる、予算もかかるということも、全体協議でも知らされております。その中で、私はこれ、今4施設、その工事も求めていかななくてはならないという4施設があるということですが、その優先順位ですけれども、市野川の次はどこだよ、その次はどこだよということがある程度わかればいいんですけれども、それがわかってしまうと、今度ちょっとそこの地区の人たちから、いろいろな、うちのほうを早くしてくれとかそういうことになるかとは思いますが、今説明があったということで、私はしっかりと理解をいたしました。ですので、これは、来年はこの事業に関しては、実際に耐震工事をするのかどうか、どこの施設とは言いませんけれども、来年はそのような予算を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） もちろんその施設を整備することが最低条件でありますので、これは継続的に行っていく予定としております。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それに、これは私のほうから質問要旨のほうには載っていないわけですが、地域防災組織の未設置地区の対応と支援策ということでお聞きしたいと思えますけれども、これ、たしか区長会か何かの資料を見ましたら、この防災組織があるのは25地区中21の施設だと私は理解しておりますけれども、これに関して、このあと4つの未設置の地区というものは公表できるものでしょうか。

お願いします。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今現在、議員がおっしゃるとおり、まだ未設置の地区がございます。未設置の地区につきましても、今現在、資料を持っていただいて検討している地区も多々ありますので、担当のほうでも地区に相談しながら、できるだけ早く設置いただけるような形で今進めておるところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今の総務課長さんの話だと、やはりもう少し積極的に取り組んでいただくように、行政のほうからはやっていただきたいと私は思っています。地区任せというのもこの必要かと思えますけれども、麻績村全体を考えると、やはり一番この防災組織というものがかなめになると思うんですね。ここをしっかりとやらないと、やはりまずいんじゃないかと、そんなふうに私は思っていますので、ぜひ行政のほうからも働きかけを、ぜひ強い働きかけをお願いしたいと思えます。

それでは最後の質問要旨となりますが、私、最近、各自治体はその資格取得を後押ししている「防災士」についての質問をしたいと思えます。

2月に防災会議が開かれましたけれども、その中で避難所も追加されました。そういうことを考えると、避難所の運営など防災向上のために、「防災士」の養成というものは村では考えているのかどうか、答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、「防災士」の養成につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、防災士の制度でございます。

防災士制度につきましては、大規模の災害時の発生時に、行政主導の救出活動などが遅延

というようなことも今課題となっておるところでございます。また阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、民間の防災リーダーを養成する目的で創設された制度ということで認識をしておるところでございます。また本制度につきましては、消防関係者の研修会等でも報告をされておまして、分団長等の間でも話題に上ったというような経緯がございます。

それでは、麻績村の状況でございますが、近年、大規模災害が発生をしまして、幾つかの団体から課題等が報告されている中で、先ほど議員おっしゃられたとおり、21カ所の第1次避難所を新たに設置をしたと、地区の協力を得て設置ができたというところがございます。

この目的としましては、現在報告されている課題の解決というようなところもありまして、自宅から避難場所までが今までの集約的な避難所であれば、ルートですとか避難方法がちょっと課題であるのではないかというようなこと。また高齢者や要支援者が避難所までどうやってたどり着けるかというようなこと、また避難所の開設・運営方法をどうしていくかというようなところ、避難所の中でも住民同士のトラブルというような例も報告をされてきております。避難所の関係につきましては、できるだけコミュニティを確保した避難が大切だというようなことも報告されている中から、コミュニティが確保され、自主防災組織の組織率が向上をしているというようなこともありまして、各地域の主要な公民館に避難所というようなところで、設置を今回できたというところがございます。

議員ご質問の防災士の養成につきましては、避難所運営等についてというようなことでございます。

現在、県内では9市町村で助成するというようなこともパンフレット等に乗ってきておるところで、その辺もございまして、自主防災組織や住民支え合いマップを住民課・総務課で協力しまして今進めておるところでございますので、今のところ、今すぐということではなくて、機運が高まった状況でまた検討をしてみたいと。防災士の育成につきましては、時間的なものがかかりかかってきていまして、その資格取得する人の負担もかなり多いというようなことも聞いておりますので、その辺も考えましてみたいと。また防災士の活用については、1次避難所というよりも2次避難所、大きな長期的な避難のほうに活用できるというような形で今認識をしておるところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、総務課長さんのほうからお話があったわけですけども、私はもう本当に、この前から何回かこの質問の場をおかりして常に言っております。この前も言いましたけれども、当地区5村では総合防災訓練をやっています。なぜ麻績村だけが村民を対

象にした総合防災訓練ができないかと。まあそれは、行政のほうでは、それぞれの地区がまちまちだから統制がとれないというような、そういう話を聞かれておりますけれども、やはり近隣で防災訓練をやるということになりますと、スマートフォンとかそういうものにも、麻績村にも皆さんご存じのとおり入ってきます。できるんでしたらそういうものを利用して、やはり近隣の村と合同で総合訓練をするというのも、これは私は重要なことだと思います。必要なことだと私は常日ごろから思っています。それをやることによって村民のきずなというものも一つ生まれてくる、一つのいい訓練の場だと私は考えております。

ぜひこの9月、ことしの9月1日もあと3カ月くらいですけれども、そちらのほうに前向きに、やはり行政の方たちもやっていただきたいと思います。この2日ばかり前にも、県庁では、総合防災訓練まで抜き打ちにやっているようなことを考えますと、やはり村民も参加できるようなそういうことを考えてやっていただきたいと思います。

それで、最後になりますけれども、今、総務課長さんのほうから言われましたが、やはり防災体制の充実のために、先ほど言われましたような「防災士」の資格を取れるような助成制度を、ぜひ麻績村でも考えていっていただきたいと、そんなふうに私は思っております。

これで、私のほうは一般質問を終わらせていただきますけれども、ありがとうございました。

○議長（小山福績君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。再開は10時5分とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時05分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 塚原利彦君

○議長（小山福績君） 2番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

2番、塚原議員。

〔2番 塚原利彦君 登壇〕

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました内容について、質問をいたします。

質問事項としましては、麻績村振興計画総合戦略の成果や今後の見通しについて。

2として、幾つかの公共施設に関する今後の利活用等について。

3点目は、聖高原リゾート株式会社の事業と運営についてお聞きをいたします。

いずれも質問要旨に沿って、一問一答にて自席にて伺いたいと思いますので、お願いします。

それでは、お聞きをいたします。

今回の質問は、どちらかというと村政の身近なといいますか、そういう部分でなくて、中・長期的な方針といいますか、そういう部分に類する部分になるかと思っておりますけれども、お聞きをします。

まず最初の質問ですけれども、村の振興計画総合戦略に関して伺います。

まず、総合戦略ですけれども、これは国の地方創生事業に伴って、全ての自治体が方針を策定し、具体的な数値目標も決め、活性化に向けて施策を実施し、その検証をもとにより実効性のある施策の執行を進めるという方針書で、麻績村では、村政の指針として最上位に位置づけられている振興計画を基本に策定をされているということです。

昨年の6月に総合戦略の改定が行われましたけれども、これまでの成果や今後の見通しなどについて、以下、何点かについて伺いたいと思います。

まず、質問要旨1ですけれども、戦略の中の21ページかと思っておりますけれども、広域公共交通、それから村営バスに関する部分というところで、実施施策が幾つか載っておりますけれども、このうち1番と2番。1番はこういうふうにあります。JR聖高原駅のエレベーター設置及び篠ノ井線の複線化に関しては、引き続きJR長野支社に要望します。あわせて地域の持続発展のために、交通支援についても研究を進めます。

2番目としまして、麻績インターチェンジの活用については、利便性を生かした麻績村ならではの地域振興などに努めますと。また、高速バス停は料金所の外にあり、停車するバスが限られているため、利用方法について検討しますというふうにあります。

それから、次の村営バスの部分で、施策が3つ載っておりますけれども、そのうちの2番目の、地域内の利用意向を踏まえ、近隣市町村バスとの連携について研究を進めますと、こ

の3つの部分について私のほうでお聞きしたい部分は、この方針に基づいて、この施策の実行に向けて、どのような検討なり活動といたしますか、そういうものが進められてきたかについて、今の3点について、検討状況等について、それから、今後の見通しも含めてお聞きをしたいと思います。

お願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから地域公共交通の関係、またバスの関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず1番のJR聖高原駅関係等でございますが、JR聖高原駅のエレベーター設置、篠ノ井線複線化等でございます。

これにつきましては、篠ノ井線松本地域活性化協議会というものがございまして、そちらのほうに加入をしておるところでございます。団体としましては3市5村及び観光協会等で構成をされておるものがございますが、毎年、県交通政策課と連携しまして、長野県のほうに、JR連絡調整会議の場において、聖高原駅のバリアフリー化・篠ノ井線の複線化について要望をさせていただいておるところでございます。

今後におきましても、引き続き県、関係市町村等と連携して、要望をしてまいりたいというところがございます。

今後の展望というところでございますが、現状では、聖高原駅の乗降客数もちょっと減少というところもあります。また聖高原駅よりも乗降客数の多い近隣市におきましても同様の要望をしておりますが、大変厳しい状況だというようなことも聞いておるところでございます。またJRさんの回答としましては、乗降客数の多い駅から順次改修を進めるということですので、引き続き、利便性の確保とバリアフリー化など公共交通の促進とともに、多く使っていただけるような広報も踏まえて、要望をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続いて、2番の麻績インターチェンジの関係の利活用について答弁をさせていただきたいと思いますが、現状では、高速道路を利用したバス路線につきましては、長距離便の高速バスが今運用をされております。現在までの協議状況につきましては、東日本道路長野管理事務所のまた高速バス運行会社と相談・協議を実施しておるところでございます。状況につきましては大変厳しいというような状況でございますが、今後も引き続き、提案を含めながら

協議をしてみたいというふうに考えております。

今後の展望でございますけれども、高速バス路線、高速道路内のバス停の移転については、近隣自治体の例を見ても、新たな構造物等の設置するもの、また高架ですとかトンネルというようなものの工事については、大変厳しい状況だということはお聞きしておるところでございます。またバス運行会社との協議につきましても、バスの乗務員の人員確保や地域の利用ニーズ等の課題もあるというような回答をいただいておりますが、最近、ICT技術を活用した新たなサービスも、長野県交通活性化協議会のほうでも話が出てきておるといふようなところもございますので、高速バスの共同運行路線も含めて、引き続き協議を進めてまいりたいというふうなことで考えております。

続いて、村営バスの近隣市村との連携の関係について説明をさせていただきます。

平成28年度の長野県のベストミックス構築事業・交通アドバイザー事業では、県からアドバイザーを派遣していただいて、麻績村と近隣村との連携ということで、現状分析をしていただきましたけれども、一緒に運営というのは大変厳しい状況ではないかなと、現行がいいのではないかなというような回答もいただいております。また村営バス運営審議会からも、近隣バスとの連携も検討したらどうかというような話もございまして、ちょっと検討した経過はございます。検討結果としましては、運行時間がほとんど同じ時間帯に運行されているというふうなことで、それ以上進まなかった状況で、近隣村の担当者とも話はしておりますが、ちょっと今後もまた相談を進めてまいりたいというふうなところがございます。現状でも、既存バス停で近隣村のバスを利用されているという利用客もあるというふうなことで聞いておりますので、またそれも機会を捉えまして相談してみたいというふうなことで考えております。

今後の展望でございますけれども、現在、村営バス・福祉バス、村内の村の関係で2つありますけれども、車両の更新時期が近づいているというふうなこともありまして、昨年度から担当者単位で、住民課、社会福祉協議会、総務課で現状調査、情報共有の打ち合わせ会議を始めてきておるといふような状況でございます。ただ、現在の村営バスについては助成事業を活用しておりまして、8割の助成をしながら運営をしておるといふ中で、また新たな路線になってきますと、一千数百万円というふうなものが単費になるというふうな可能性もございますので、そんなことも含めて、効率的な運行について研究を引き続き進めたいというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 3つの部分について今お答えをいただきましたが、まず聖高原駅の関係なんですけれども、利用客が少ないのが鍵だということなんです、今、エレベーターの設置という部分についてはお答えがなかったかと思うんですが、それについてはどんな経過といたしますか、状況を。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） すみません、エレベーターの設置につきましてもバリアフリー化の中で一緒ということで、近隣村でもバリアフリー化ということでエレベーターの設置ということで、JRさんのほうには要望しておる状況でございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ちょっと、では解釈が私が含まれているということがわからなかったものですみませんでした、いずれにしても、利用客が一番鍵だというようなことで、JRのほうでも言って、これは以前にもそういった、このエレベーターの設置等について過去質問もあったかと思うんですけれども、ずっと時間はたっちはいるんですが、どうしてもその利用客が少ないと。そういった要望がなかなか実現できないというのはわかるんですが、以前にですね、村長が、麻績村は通勤に便利なベッドタウン的な村に成り得るということをおっしゃっていましたが、駅の利用という部分でいきますと、現状を見ればそのベッドタウン的な村というふうになかなかないのではないかなと。別の施策とか検討を、やはり利用客をふやすという部分ではですね、考えなくてはいけないかなと。なかなか難しい問題だとは思いますが、例えば、観光の面で電車を利用した観光客とかイベントとか、そういったものにつなげるよう、そういうことで乗降をふやすようなこととか、そういった方面にも少しく検討の方向も向かなくてはいけないのではないかなというふうに考えてはいるんですが、現状ではその利用客をふやすという部分では、皆さんにそういうところを啓蒙したりとか、ぜひ利用してくださいということぐらいで、何かそういうほかの方法とかそういったことでは、何か、今私が申し上げたような観光面とのリンクとか、そういったことは考えたりはしていらっしやらないですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 利用客の増につきましては、広報紙等で利用促進「できるだけ聖高原駅で切符を買ってください」というような広報もしてございます。また本年度から、で

きるだけ利用というような形で、駅前駐車場の日利用区画というものも試験的に始めておるといふところがございます。また観光サイドにおきましても、いろいろな協議会等を含めて、利用促進というようなことも進めておるといふところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ぜひですね、利用してくださいと訴える以外にも、何かそういった別の施策といひますか工夫といひますか、そういうものの方向も考えるべきではないかといふふうにおもひます。

それから、高速バスの関係ですけれども、今ご答弁では、新たな、例えば本線脇にバス停をつくるかそういうことはかなり厳しいといふようなことだといふことなんです、結構、筑北村の坂井の地域の皆さんなんかは、高速バスがとまってもらえればといふ、そういう希望が大分あるといふこともお聞きをしておりますので、交渉といひますか折衝といひますか、そういう部分では、筑北村さんとそういった部分で協働して少し強く要望していく、あるいは、今の所に停まればいいんですけれども、その現在の所にバスをとめてもらうようなふうには、今、運行会社といひますか、と交渉するといふことについては、この過去ずっとそういった話をしてくる中で、見通しとしてはかなり難しいと見ていますか、どうなんですかね。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 高速のバス停につきましては、昨年度、担当とアルピコ本社へ出向きまして、運行担当者と協議をした経過がございます。その話の中では、料金所を出てバス停があるからおらないといふことではどうもないようです。その利用ニーズですとか運行形態、またその運行会社のほうの人員確保がちょっと課題といふようなことでお聞きしております。

今現在運行しておる高速バスについては、ほぼ満席のような状況で運行しているようです。新たにこれからバス停をつくってやっていくといふことになれば、もう1台分増便しなければいけないといふような話も聞いておりますので、その人員確保ですとか需要といふようなものもありますので、引き続き協議を進めてまいりたいといふふうにおもひしております。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 要望は、そこを利用したいといひますか、バスがとまれば利用したいといふ方は必ずいると思ひますので、やはりそういった意向を踏まえて、会社のほうのそういう事情はあるかと思ひますけれども、やはり住民の要望といひますか、そういったとこ

ろもあわせて、これは少し力を入れてやってもらって、可能性があって、とまってもらえるような方向にぜひ持ってってもらいたいというふうに、麻績だけでなく近隣の住民の皆さんも思っていらっしゃるということ踏まえてお願いしたいと思います。

それから村営バスの関係ですけれども、以前にも私これもお聞きをしましたけれども、筑北村の方なんかとも話す機会がありますけれども、筑北村の皆さんも、例えば医療機関、麻績の医療機関のところへ来たいというような場合に、なかなか足がこう何ていいですかね、思うようにそういった形で直通といいますか、こちらのほうに来るバスがないもので、やはりこの筑北・麻績の広域の中で運行できる形態といいますか、そういうものを考えていくということについて、筑北村さんの担当の方と話もされているということですが、そういったことでの、その両村含めたこの地域全体での構想といいますかそのそういうものについて、お金もかかったりとかそういうこともあるかもしれませんが、そういった部分は視野には入れてはいらっしゃらないのですか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今現在は筑北村さんも新たなバスの運行を始めたばかりというようなこともありまして、今協議を進めておるものについては、麻績村内を通るバスの連携ができないかというようなことで、今相談をしているというような状況でございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 住民の皆さんの要望をかなり満たしていくというのは難しいと思えますけれども、例えば麻績でも筑北村の温泉施設へ行きたいとか、筑北村の方もこちらのお医者さんに来たいとか、いろいろなそういう要望がありますので、できればそういうことにもちょっと目を向けていただく中で、協働して、こういったことについても考えてもらいたいという住民の方が多いということ、ぜひお伝えしたいと思っておりますので。

では、続いて、質問要旨2のほうにまいります。

NPO法人「おみごと」なんですけれども、発足して3年になります。遊休荒廃農地の拡大を抑え、農業振興に向けて活動しておりますけれども、これまでの成果と法人としての成長、これをどんなふうに見ていらっしゃるか、それから、KPI指標の実現も含めた今後の見通しですね、NPO法人の今後をどう見ていらっしゃるかというようなことについて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） お答えをさせていただきます。

この法人を設立した目的でございますけれども、村の基幹産業である農業を持続可能なものにするために必要な施策を行うとともに、都市から移住した地域の担い手等の人材育成を支援することということで、定款等にうたいまして設立したところでございます。

また、研修農地につきましては、荒廃化が見込める農地を使うことで、結果的に荒廃化する農地の抑止にもつながっていくものと期待をしているところでございます。

K P I では、農業研修生として採用する協力隊の人数と研修農地の耕作面積を設定をいたしました。

N P O を立ち上げまして専属のコーディネーターを置いたことで、研修生を現在5名、延べ10名を採用することができております。

法人を立ち上げる当初でございますけれども、まだ時間差があった関係で、総合戦略をつくっているときには、まだ法人を立ち上げるというところまで行っておりませんで、採用者を目標3人としておりました。また、平成29年に地方創生加速化交付金事業を導入したときに、農業研修農地の耕作面積をK P I に平成31年度までに4ヘクタールという目標を設定したところでございます。

現在約5ヘクタールの農地をお借りして、研修を行っております。

なお、この研修農地につきましては、研修生が独立する際には、農地を渡していくということにしております。そのため、お借りする際には、地主の方にその趣旨を伝えまして理解をさせていただいてから、N P O でお借りをしているところでございます。今後の見通しでありますけれども、ことし9月に1名、12月に1名が退任をして村で就農をする予定をしております。

他の研修生も引き続き、村で就農するということを目指して研修を続けておりますので、後継者育成として、後継者として育っていくものとして期待をしているところでございます。以上です。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 3年前の発足のときは、かなり私も当時の議会の中でも説明を受けたりしてかなり期待感といいますかね、そういうのがあったものですから徐々に大きくなって、それで人もふえて、それから農業に携わる面積だとかいろいろなそういったものも盛り上がってっていうふうになっていくことを期待をされているという部分でいきますと、ある程度一定の成果は見えてきている、それから後継者の育成にも寄与しているという部分、今お話

がありましたけれども、この地域で農業でやっていくという、今後農業に従事していくという部分について、NPOの内部でではそのあたりについて、この地域で農業で食べていける、それをなりわいとしてやっていけるということについての話し合いと申しますか、認識と申しますか、そういった研究とか検討とか、そういうことについては余りされたりはしてないですか。当面のことだけやっているというか、そういう今後の、何と申しますかね、この地域で農業をやっていくということについての見通しと申しますか、その認識というか、そんなようなことは余りNPOの中では話し合ったりはされないですか。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 趣旨がちょっとよく読み取れないところがございますが、私どもとしましては、今現在、一番目指しておるのがリンゴ農家が非常に危機に迫ってきております。このリンゴ農家を受け継ぐことで生活費を稼ぎ出す、そんなことも視野に入れてそれでどのくらいの収量が、どのくらいの所得がとれるというようなところまで、突っ込んだ中で、ここの中で生活していくというところを話し合いながらやっているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） すみません、私のお聞きの方がちょっとはっきりしないようなことで申しわけなかったんですが、要はNPO全体で一致団結して、この地域の農業を盛り立てていこうということでやってはいると思いますけれども、そのあたりでそういった議論で、こうしたらいいんじゃないか、今後こういうことをやったらいいんじゃないかということのどの程度皆さんで考えたりしておられるのかなというところをちょっと聞きたかったということです。いいです、それについては。

わかりました。ぜひ新しい方向、リンゴの関係ですね。そういった部分にも今努力をされているということで期待をされていますので、ぜひこれは今後を支援を村ではしていかなければいけないと思いますので、わかりました。

すみません、質問要旨3です。

商工業の基本方向の部分で施策の④に広域連携を進めるとともに、農業振興地域整備計画との調整を進め、企業誘致と雇用確保に努めるというふうにあります。これについては、以前も私何回か質問をさせていただきましたけれども、企業誘致は難しいというご答弁でした。地方創生のスローガンは「まち・ひと・しごと」ですので、改めてこの施策について見直し

といたしますか、考え方といたしますか、それから展望という部分について施策としてはのせていますけれども、具体的に農業振興地域の整備計画との調整を進めるという部分もありますので、そこら辺について今後どんなふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、広域連携という共有地についての広域連携ということでございますけれども、広域連携という部分につきましては、いつもお話をさせていただいておりますけれども、企業立地の促進等による地域における産業の集積の形成及び活性化に関する法律に基づいて安曇野、筑北地域で協議会を立ち上げて現在も進めているところでございます。

この協議会の目的、概要というものでございますけれども、地域資源や特産を生かした企業の集積を目指し、さらに用地の確保だとか用地、空き地、空き工場等の情報共有、それから人材確保、育成といったものや流通支援というものを広域連携を図っていくということで協議会を立ち上げているものでございます。

それから、さらに平成29年度からは地域未来投資促進法という法律に基づきまして、松本の地域経済牽引事業促進協議会というものを立ち上げております。これにつきましては、松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡の関係市村、それから長野県各商工会議所で構成をしておりますけれども、地域経済牽引事業計画というものを作成しております。この計画を国に上げますと、設備投資による減税措置だとか地方税の減免に伴う補填、資金供給の円滑化や農地提供許可に係る配慮といった優遇措置を受けることができます。広域連携というものについては、そういった来ていただける企業に有益なものがある、メリットがあるように受け入れ態勢を整えているということでご理解をいただきたいと思います。

展望、それから今の見通しということでございますけれども、県のほうからも随時、工業誘致等に関する企業からの問い合わせ等について情報提供をいただいております。村としても対応できる部分については、情報を提供させていただいているところでございますけれども、なかなかその企業が求めている立地条件に合わないというのが今のところでございます。今後も引き続いて、そういった情報等があれば積極的に情報を提供していきたいというふうに思っております。

それから、その農振地域の整備計画の調整という部分でございますけれども、これにつきましては昭和47年に農振地域の整備がされておりました。現状に即していないということで

平成28年5月に総合的な見直しを行って基盤整備を行った農地であるとか、集団化した農地についてこの農振に指定し、それ以外の農地については農地提供がすることができるよう見直しを行ったということでございます。企業の進出の相談等があれば、そういった農地についても提供を図っていくということで今後も進めていくということでございます。

それから、企業という部分につきましては、その工場だとかそういった部分だけではなくて、農業に関しても一応産業という部分でございます。そういった部分で再建については、高齢化によって地域の農地が耕作できなくなったということの中で、村外の企業のほうからまとめてその農地をお借りして作物を栽培したいというような話もいただき、現在その締結、それから具体的なものについて今現在、調整進めているところでございます。

そういった企業という部分でいきますと、工業的な部分だけではなく農業部分もあるということで、そういった部分についても順次努力しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 前半に言われた、安曇野、筑北地域協議会という、そのことは前にもお聞きしたときに出てきまして、ご答弁あったんですけども、そこからの県のほう等の協力で県からいろいろ情報があれば提供してもらおうということなんかもお聞きをしましたけれども、現状ではなかなか厳しいというような状況は、そういうふうに見ているということで、これ施策としてのせているけれども、町の状態というようなことじゃないかというふうに積極的に動くというようなことではなくて、今言った協議会等からの県のほうからの情報に基づいてということではなかなかここでは働く場所といいますか、そういうふうに来てもらうという部分では難しいというのは根底にあるのかなというふうに受けとめますが、今、農業のこの話もありましたけれども別に製造工場だけでなくいろいろな業種があります。物流だとか、例えば福祉施設だとかいろいろありますので、そういった広い視野でやはり考えていくこともされてはいると思いますけれども、これについては方針といいますか、ここに施策として載ってはいるけれどもなかなか難しいというふうなふうに認識をしているということは、私もそうではないかというふうに思いました。

でも、ここは交通とか立地とかいう部分では非常に可能性がある部分だということは、これは言うまでもなくインターありますので、そういったことの可能性を踏まえて少し町の状態以外なことやっていかなければいつまでたっても、ここは働き場所がないというふう

なっていくんじゃないかと。

農業等で従事する人がふえて、なりわいができるいけばいいんですけども、なかなかそういう点ではこの項目の実現についてもいろいろな角度から検討してもらわなければいけないんじゃないかというふうに思います。

すみません、次に質問事項の4ですけども、時間が押してまいりました。

この総合戦略の評価とかですね、それからK P Iの数値目標、こういうものの結果については村の財政面にどんな影響があるのか、全く影響がないのか、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） この総合戦略でございますけれども、先ほど全国の自治体ということでお話ありましたが、ほぼ全国の自治体が策定をしているところではありますけれども、政府が決してこれを義務付けたものではございません。任意で作成を求めたものであります。ですので、この総合戦略の目標が達成されないからといってペナルティーがあるわけではございません。じゃ、財政面でどう影響するかということになりますと、例えば人口がふえれば交付税がふえるという程度のものでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私も少し勉強をすればよかったんですが、実際に直接その成果や評価によって何かいろいろな交付税とか、そういうものに直接あるいは間接的に影響があるのかなというふうに思っていましたけれども、義務的なものではないということなんですけれども、やはり振興計画に基づいた戦略ですので振興計画は村の一番、最上級の方針書ということですので、実現をしていくことに努力をしてもらわなければいけないという部分で、ぜひそんなことを踏まえてお願いをしたいと思います。

すみません、次の質問事項に移ります。

公共施設の総合管理計画については、この前何回かお聞きをしましたけれども、現在個別の施設についての計画がつくられているのかと思いますけれども、次の幾つかの施設についてちょっとどんなふうになるのかなというので疑問に思っている部分がありますので、今後の利活用について次の施設について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

まず、一つとしては麻績の学舎、それから聖高原にある聖体育館、それから展望台、それからあと旧聖高原ホテル、それと信濃観月苑、これらの施設について今後の利活用等につい

て、どういうふうにしていくか方針等お聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） それでは、まず私のほうから麻績の学舎についての利活用方針ということでご説明をいたします。まず、現在、麻績の学舎につきましては、放課後児童クラブの拠点施設としての活用がなされております。放課後児童クラブについては、平日、学校の授業終了時から、また土曜日や学校の長期休業時からは朝から夕方まで児童クラブのほうを開設しているものでございます。昭和初期の学校の様子を随所に残すとして国の登録有形文化財に認定されておりますが、現在においても子供たちの活動拠点として利用されているものとなっております。

そのほか、児童クラブのほかには社会福祉協議会の介護予防事業や協力隊のスキルアップ事業、また公民館事業の村民マージャン大会などに利用されておりますけれども、利用がまだ限定的であります。

加えて、中学生のふるさと学習の題材等としての利用もあります。そのほか、年間数回ではありますけれども、村外のイベント企画会社や写真関連企業によるモデルをつかった撮影会なども行われております。これら違った角度から登録有形文化財がPRされているという部分と認識しております。

また、この5月の連休には村民の方などの企画によりまして東京コンタクト・インプロ・フェスティバルという合宿型の即興ダンスのイベントが麻績の学舎を会場として開催されました。講師及びパフォーマンス出演として、イタリアやポーランドなどからの参加もあったところでございます。そのほか登録有形文化財でありますので、建物自体を見学したいという方もおまして、村外の方、あるいは帰省された方などから年間数十人ほどではありますけれども、随所対応をしているところでございます。

麻績の学舎につきましては、すでに耐震改修がなされております。ですので、昭和11年建造の物件ではありますけれども、比較的安全に利用することができる施設ということでもあります。登録有形文化財でありますために、利活用のための整備等には制限が入ることになりますけれども、現在の文化財保護制度では保護だけではなく、有効な活用を総合的、計画的に推進することとなっております。現在の状態の保全に努めながら登録有形文化財であります、旧麻績小学校北校舎、麻績の学舎にふさわしいさまざまな活用方法を検討していくということが必要と考えております。

以上です。

○議長（小山福績君） 観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、私のほうから残りの施設についてお答えいたします。

まず、聖体育館でございますが、体育館の過去3年間の有料の利用件数につきましては、人数等の把握ができていないため、件数のみでお答えしたいと思います。平成30年度が23件、平成29年度25件、平成28年度29件という状況でございます。利用件数が少ない状況ではございますが、いざ聖高原で災害が発生した際の避難所として多くの人を収容する施設として考えておりますので、必要な施設と考えているところでございます。

続いて、展望台でございます。展望台の利用は主に夏山リフトの利用者が利用する施設となっておりますが、ほかにも毎年5月に実施されております、麻績小学校みどりの日、筑北市内7校の小学校の三峯山登山、同じく千曲市大池自然の家が企画した三峯山登山、また遊歩道を登って三峯山にハイキングされる方などがいらっしゃいます。また、過去には喫茶室を行っていた経緯もございましたが、採算がとれなかったためやめたということもございました。現在は休憩所として利用されておりますが、現状の使い方を今後も維持して、継続していきたいと考えているところでございます。

続いて、旧聖高原ホテルでございます。こちらは現在は倉庫として利用しているところでございます。財政的なめどがつけば時期は未定ではございますが、取り壊していきたいと考えております。

最後に、信濃観月苑でございますが、信濃観月苑は文化交流発信施設としてご好評いただいておりますので、現状の使い方を継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、何点かについてお聞きをしました。麻績の学舎については、幾つかの団体が使ったりしてということはお聞きをしていますけれども、文化財ということで観光面での開放というのはどうかと思うんですが、以前、余り一般の方には観光客が来て中に入って写真撮ったりとか、出入りが激しくなると困るんじゃないかなというようなことで制限みたいなものがあるようなこともちょっと聞いたんですが、その辺、決められた中で利用をしたり、それから開放もしていくということで、今お聞きしましたけど村民の皆さんから何か要望とかそんなようなものは何かありますか。こういうことでも使えないかとか、そういうことはありましたか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 先ほどもちょっとお話いたしましたでしたが、新たな今回連休に行われたその即興ダンスの合宿型イベント等につきましては、村民の方から要望があったものでございます。学舎という部分の木造の古い文化財をそのまま使って、即興ダンスのような形で利用できないかというような形での要望があったものでございます。そのほか、村民の方からも数多くはありませんけれども、そういうご意見をいただきましてそれに沿った形での対応をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ほかの施設についても大体方向性は、今お聞きをしてわかりましたけれども、国の方針ではできるだけ使わないものは廃止というか統廃合というようなことも基本的にあるようではございますけれども、やはり必要なものは残していかなければいけないということですけど、展望台なんかについては中にリフトもあったりして以前、喫茶というような部分で営業した部分の残りが残っているものがあるということですけども、そういった部分の利活用も含めてもう少し利用客をふやすとか、そういったこと。これは観月苑についてもそうなんですけれども、今、文化関係のいろいろ利用されていますけれども、もう少し幅広くいろいろな芸能全般というかそういうことでもあると思いますので、もう少し幅広く広い分野にわたって利用ができるようなものを年間の計画なんかのときに考えていただくということも前にもお聞きしましたけれども、ぜひそれをやっていただきたいというふうに思います。

個々の施設について、これをどうするというのを細かくちょっと聞いている時間はないんですが、今後こういった施設については、個別方針を立てたりすると思いますけれども、ここら辺について村民の皆さんにいろいろご意見や要望を聞かずにこれはこうするというふうに決めてしまうのではなくて、その辺は要望を聞いてその計画の策定をしていくものだというふうに私は理解していますけれども、そういったことについては、施設はいっぱいありますので、個々に全部というふうにはいかないんですけれども、村民の皆さんに意見聴取をしながら進めていくというようなことは考えておられていますか。計画になっているんですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） では、観光課関係のほうをお答えします。

ご意見、ご要望等は随時お聞きしている状況ではございます。イベント等実施の際はご要望をいただきながら、できることから次回に対応しているところではございますが、例えば個別計画の中で例で言いますと、聖体育館でございますが、今現在、昭和55年建築ということで耐震化対策がとれていないとか、そういうこともございますので課だけではなく、全体的な村全体の個別計画の中にどうしていくかということも、今後考えていかなければならないものですから、今現在は簡易的な直せるところから対応しているということで対応しているところではございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） いずれにしましても、基本的にはそういうことで住民の意見を踏まえて統廃合その他についても決定していくといたしますか、そういう方針が国の方針だというふうに私は理解していますので、ぜひいろいろな施設については村民の皆さんの声を聞いたり、説明をちゃんと行ってやっていただきたいというふうに思います。

すみません、最後の質問に移ります。

聖高原リゾートの運営につきまして、昨年3月議会で質問をさせていただきました。現行を了とせず運営管理面で改善、努力すべきことがあるんじゃないかということでお聞きをいたしましたけれども、そこでお聞きしたいのは、農産物加工施設について業務内容とか運営管理面、人事とかそういった部分で改善とか改革が進められたことは何かありますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

農産物加工施設の事業内容や管理運営面、また人事などで改善や改革が進んだことが何かあるかというような質問でございますけれども、現在におきましては業務内容に大きく変わったことはありませんが、職員研修とかソフト面等で品質の向上を努めるとか、そういった部分では随時努力を努めているところでございます。

農産加工所の業務につきましては、主には受託事業が主体で自社製品の製造販売はわずかとなっておりますが、受託事業につきましては、ナガノトマトさんからのえのきのほぐし、ボイル加工を主体といたしまして、就一郎本舗さんからの地域で生産したウリのかす漬け加工、また西村青果さんからのリンゴジュースの搾り、そして村民の皆さんからの要望におい

ではリンゴジュースの搾り、また餅つき加工、みそ加工等々を主体的に今現在、運営を続けているところでございます。

改革や改善のことですが、目に見える改善や改革はありませんけれども、雇用安定につながるように受託量の拡大に向けて交渉を重ねたり、また新たな加工受託を模索しながら事業の展開を現在図っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 特別にこういったことをということは特別にないということですが、人事等もそのままというようなことかというふうに思ひますし、それから指定管理業務以外の部分、これについては例えば業務拡大の努力、営業活動といひますか、そんな言い方でいいのかわからないんですけど、新たな仕事を見つけてくるというか、そういった部分のことも実際にはこの1年間ではそういったことを活動といひますか、営業活動といひたらいけないんですが、業務の拡大の活動というようなことは特になかったということですね。

○議長（小山福績君） 塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 業務拡大等々、それからこういった受託事業等の新しいそういった受託事業等につきましては、常にそこにいる担当者、アンテナを高くして当加工所で対応できるものはないかというようなことで、常に模索はしているわけでございますけれども、なかなか施設的な面、それから施設内の許容的な面、それから従業員のそういった人数的な面等々で、なかなかすぐこれをやろうというようなものにはなかなかないと思ひます。

今、現状の中で簡易的にできるものであれば、常にそういったものは受託し、やっているところでございますけれども、実際的には加工所全体では係長1人、これ32歳の方ですけども全体を見ている。また臨時職員で事務的なものは1名やっている。あと7名がパートというようなことでございますけれども、7名のうちの6名は60歳以上、1名は70歳以上というような形で、新たなものをすぐというような部分まではいかないというようなことでございますけれども、しかしながら雇用の中においては皆さん方一生懸命やっているというようなことでございますので、今後もある程度そういう模索しながら新たな事業も展開をしていきたいと思ひているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 質問要旨の2ですけども、これは観光のほうの部分も含めて、リゾート全体の部分ですけども、年間の事業計画とか、それから推進管理体制、それから人事

労務面とかそういった部分の会社の運営全般についてですけれども、普通の一般の民間会社と比較した場合、どんなふうに見ていますか。

○議長（小山福績君） 塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 時間もございませんので簡単に要約しますけれども、聖高原リゾート株式会社におきましては観光事業、受託事業、指定管理事業というような事業収入の中で運用しているところがございますけれども、やはり観光事業でございますのでシーズ的な部分、あるいは天候的な部分に左右されるという形の中におきましては、従業員を正規職員を何人も雇い入れておくわけにはいかないというような形の中におきましては、季節労働者をお願いをして対応をしているところがございますけれども、現状の中では今そういった季節労働の方も大変少なくなっているという形の中で、日々こう従業員の確保には苦慮しているところでございます。

しかしながら、そういった経営の方針の中において極力経費節減する中で、この聖高原リゾートにつきましては村と表裏一体の企業でございますので、えらい営業有無ということではなくて、雇用の増進とかそういった部分、それから麻績村観光事業の発展、それから地域の雇用促進、そして村民の福祉向上に寄与できるような事業推進を図っていければと、そういったものを基本理念として運営をしているというところがございますので、ただ単に営利を目的としている一つの企業とは違っていると思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ご答弁いただきましたけれども、私としては現状を了と考えているというふうに感じます。リゾートの会社運営の実情について伺いましたけれども、昨年のお聞きしたときに村と表裏一体の会社であるということでご答弁ありました。でも、株式会社ですので、今お聞きすると運営管理というか、そういう部分でいくとちょっとこう漫然としているんじゃないかなという感じを受けます。

それから、業務の拡大という部分でも、ちょっともう少し積極的な部分が必要じゃないかというようなふうに、それは昨年の質問のときにもありましたけれども、雇用の確保に寄与するという部分でも、まだまだ不十分じゃないかと私は思います。ぜひ、会社一丸となって前進成長する、そういうのを試行する会社運営を行っていただきたいというふうに改めて申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（小山福績君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 峯 村 賢 治 君

○議長（小山福績君） 3番、峯村賢治議員の一般質問を許可します。

3番、峯村議員。

〔3番 峯村賢治君 登壇〕

○3番（峯村賢治君） 3番議員、峯村賢治です。

さきに通告いたしました質問事項ですが、1、放課後児童クラブひだまりの今後について、2聖高原リゾートの今後について、以下詳細は自席にて一問一答形式でしたいと思います。

それでは、質問要旨1ですが、現在、放課後児童クラブひだまりの、これにちょっと保育園を足すのを忘れてしまったんですが、このわかる範囲で結構なのでその分を加えまして嘱託人員、支援員の人員配置はどうなっているのか、これで十分だとお考えになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） ご質問であります。まず放課後児童クラブにつきましては、基本的に支援員3名体制と、3名配置の体制をとっております。ひだまり広場につきましては、保育資格を持つ現在嘱託職員1名が毎日対応しており、そこに先ほどもちょっとご説明をいたしましたが、子育て支援コーディネーターも随時入ってきております。また、定期的には保健師の訪問ということしております。

今後、特に放課後児童クラブにつきましては夏休みの期間が若干長くなる、それから土曜日の部分の希望されている方もいらっしゃるということもありまして、活動の開く開設の時間は長くなってくるとは思いますけれども、それに沿った形での支援員、あるいは職員の配置を考えております。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 先日、村長との地区懇談会の中で保育園も定員というか60名、かなり大世帯になってきているような状況だとは思いますが、園もかなり手狭になってい

るような部分もあろうかと思えますし、またこれは村の今まで進めてきた若者定住とか、地域おこし協力隊の方の定住というのは施策の結果ではなかろうかと、とてもうれしいことだと思うんですけども、その反面、これも利用される方、例えばひだまり放課後児童クラブ含めましてかなりふえてくるようなことが想定されますけれども、それに対して何らか考えていることがありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 非常に放課後児童クラブは今のところ、毎年同じような形での推移しております。ただ、先ほども言ったとおり長期の休みが長くなる、あるいは土曜日につきましても今年度から正式に要望が出ておるということもありまして、そういう部分での利用は広くなっていくかと思えます。

また、ひだまりにつきましても1番議員のご質問にもありましたとおり、毎日開設することによって利用者等はほぼ倍増しておるという形になっております。また、特に利用の制限をしておりませんので、麻績村ではなくて麻績の村外の方、また帰省された方等で利用される方も非常に多くなってきているのも事実です。そのような形で利用者が多くなったら、それに従うという形での体制をとっていくような形で考えていきたいと思っております。

あと、保育園につきましてもふえておる部分については未満児部分が非常に利用がふえておりますので、そういう形についても同等の対応でいきたいと思えます。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） やはり、子供がふえるということは非常に村にとってもいいことだと思うんですけども、それに即して個々の対応というのはかなり重要にはなってくると思うんですけども、国の施策としてもやはり男女共同参画、あるいは女性の社会進出というのは推進しているわけですから、当然、夫婦で共働きで子供を預けているような環境もふえるのではなかろうかと思うんですが、そういう反面でやはり今後ふえることを想定してみても、やはりそれに対応する、人員を確保するというのはやはりなかなか難しいのではなかろうかと思うわけですね。

やはり、人というのは募集してもなかなかすぐ集まりませんよね。それ、一番よくわかっているのは総務課長だと思うんですけども、募集したらからすぐ来るというわけでもないですし、対応自体は早目に対応されるのが、対応するというか考えるのがベストだと思うん

ですけれども、それに加えてその支援員さん、あるいは嘱託さんもそうですけれども、やはり親御さんとのコミュニケーションをとるとというのは、まずこれ大切な部分ではなかろうかと思うんですよね。

やはり、コミュニケーションをとるにしても、やはり早目になれるように会話をしてコミュニケーションをうまくとれるような形にするのがベストではなかろうかと思うんですけれども、そういった反面から考えましても早目に対応されるのがいいと思うんですが、そこまでの考えは今のところはないということですかね。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 議員おっしゃられるとおり、家庭あるいは保護者とのコミュニケーションという部分につきましては学校のみならず、こういう子育て支援事業が広がっている今はそれに従事する職員、あるいは支援員等については大変、非常に大切なことだと理解しております。

また、特に放課後児童クラブという部分につきましては、正式には放課後児童健全育成事業ということで、要は子供たちが安心・安全でいる場所ということが一番の目的となってきます。そのような中で、現在の支援員についても送りの最後のときは、各家庭から迎えに来てもらうわけなんですけれども、その家庭に対しまして、きょうはどういう状況であったとか、あるいはどういうことがあったとか、そういう部分について非常に細かく情報を共有しております。そういう部分で現在の支援員についてはコミュニケーションの部分ではとれているのではないかなと理解しております。

また、当然これからそういうような形で支援員がふえていけば、もちろんそういう課題が出てきますけれども、それも同じような形で家庭との情報という部分につきましてはできるだけ細かく、その放課後児童クラブであった内容だとかというのはお伝えするようということにはしていきたいと思えます。

また、ひだまり広場につきましても、現在の支援員、あるいは子育て支援コーディネーターが細かく入っていることによって、各相談、細かいような相談から大きな相談までいろいろな形で聞いております。それを保健師につなげたほうがいいようなものにつきましては、定期的に第一、第三木曜日が一応保健師が入る日になっておるんですけれども、そういう形の中で保健師とも連携を密にとっております。

なおかつ、プラスその職員、あるいは子育て支援コーディネーター、それから保健師の中

でそういう形でのケアの会議をして、保育園なら保育園につなげていく部分、それからそのほかの団体につなげていく部分ということでコミュニケーションをとっております。ですので、保護者とのあるいは家庭とのコミュニケーションという部分につきましては、現在は良好なコミュニケーションがとれていると理解しております。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 話はわかりました。では、質問2にいきます。

環境整備はということですが、これはやはり先日の区の地区懇談会で父兄から麻績の学舎にエアコンをつけられないかというような質問がありまして、答弁をいただいたんですが、改めてそういうのができないかと伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

現在、放課後児童クラブの活動が行われております麻績の学舎につきましては、どの部屋にもエアコンという部分は設置されておられません。学校の教室、あるいは交流センター等、鉄骨あるいは鉄筋のものに比べれば木造ということもありまして、極端な暑さという部分にはなっておりませんが、ただ、長期休みの際などは20人ほどが部屋一室に入ることになって、やはり暑くなってきているのも事実です。

昨年度の全国的な猛暑対策としましては、一番暑い時間帯には交流センターの3階にある大ホールのほうに支援員と児童が移動してエアコンを効かせた広い場所で児童クラブを行ったこともあります。幸いにして、麻績学舎とも距離が近く、移動が負担になるようなことはありませんでした。大ホールで行うと場所が広い場所になり、なおかつ1カ所ということになりますので、支援員の目も届きやすくなり、安全対策という面からみても問題は特にありませんでした。

ことしも昨年同様、暑くなれば同じような対応を予定しておりますし、空調設備はないんですが、小学校の体育館等という部分につきましても利用することも検討しております。放課後児童クラブへのエアコンの設置ということでございますけれども、先ほどご説明いたしましたとおり、児童の居場所を一時的に変更するなど対抗措置が現在のところとれることや、学校内の環境施設などそのほか優先する項目があることなどから、現在のところは特に考えてはございません。

加えて、放課後児童クラブを開設している麻績学舎につきましては、先ほどもご説明いたしました。昭和初期の校舎の特徴を残すという理由で登録有形文化財に指定されておりますので、形状が変わる整備はもちろんのこと、現状を可能な限り必要最小限にとどまることや景観に配置したものということで細心の注意が必要になる施設でもありますので、その辺のご理解をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今、その放課後児童クラブ、聞きましたら定員が約48名、常時大体16、17人が在住しているような状況だと聞いておりますが、これも先ほど言いましたけれども、やはり今後この人数もふえていくのではなかろうか。先ほど答弁にもありましたけれども、やはり人数がふえるとどうしても室温、体温や人息なんかで上がってくるとは想定されるんですけども、やはりその文化財の面から考えても大きく変更する分がなければ設置は可能ではなかろうかと思うんですね。

昨今、麻績村でも先月気温が30度、5月に30度超えるなんて余り記憶にないんですけども、それ以上にこれから地球温暖化を考えましても温度が上がるような状況は想定される部分があるんで、その日にちはどのくらい続くかわかりませんが、子供に優しい、快適な環境をつくってあげるというような考えを持たれて設置していただくようなことができないかという思いで質問しているんですが、やはりその今おっしゃったような答弁では難しいような状況なんではなかろうか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうからもちよっとご答弁させていただきたいと思います。

今、次長の答弁のとおりでございまして、今のところ考えてはいないということでございます。次長の答弁の中にもありましたように、場所を変える部分で活動が可能だということで、現在も夏休み等に合わせて交流センターの3階等の部分でどのように使えるかということで今、日程調整等をさせる中で今後も子供たちが安全で放課後が生活ができるような体制をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 現状の対応はそういうような対応をとられて、近々暑くなった日には、そういう例えば交流センター使用、あるいは遊び用として体育館を使用と、先ほど答弁いた

できましたけれども、これが常時できるか、今、教育長もおっしゃいましたけれども、その利用方法の調整なんかも必要であろうかと思うんですね。

本来ならやはり、常時そういうような快適な環境を過ごさせてあげるべきものではなからうかと思うんですけれども、実際、子供たちが麻績村の近い将来を担ってくれるような子供たち、そういう可能性が高いような気がするのですけれども、そういった面を踏まえましてもやはり常時快適な環境を与えてあげる、またそういった環境にあれば、今ここに通っている子供たちがあと十二、三年早ければ、それで十五、六年経つとやっぱり逆の立場になって、逆というか自分が子育てするような立場になったとしたら、やっぱり自分が小さいとき快適な環境で育ったような条件下におきまして、そういう記憶というのは残ると思うんですよ。

そうした場合、親の立場になったらやはりいい環境で育ててあげたいというのは親の常だと思うのですけれども、そういった面を考えましても、やはり設置を早急に考えていただきたいと思うのは私の思いなんですけれども、加えまして、ちょっと何の統計か忘れてしまいましたが、2040年に麻績村の人口は約4割減るといような想定がありましたけれども、今約2,700人強でしたっけ、それが約4割減るとなると約1,000人減って、1,700人ぐらいになってしまいますよね。それをとめるということはなかなか難しいとは思いますが、その一助にでもなれば、今の子供たちが将来、外に出たとしても帰ってきてまたここに定住してもらえよう一助になればと思うのですが、ぜひ早々にも検討していただきたいと思っています。

質問、次にいきますけれども、附帯する公園整備はということで、これは麻績学舎に隣接する公園ですけれども、要望を申し上げますけれども、1つとしてコンクリートの滑り台の塗装、2つとして木製テーブルの塗装、3番複合滑り台の塗装、4つとして砂場の砂の追加、5個目としましてフェンスの修繕、そして6つ目としまして水道の復活、もう一つ水路の復活してほしいとちょっと住民課長に相談したのですが、いつの間にか復活はされたような経緯がありまして、これはぜひありがとうございますというようにお礼に伺ったら、住民課長もご存じなかったという話だったんですけれども、さきの6点についてぜひ要望したいと思います、それに対する答弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいます麻績学舎に隣接する公園につきましては、ちびっこ広場として平成8年にオープンした施設であります。

設置されている遊具の安全性について、定期的に業者による点検を行い、修繕を行っているものでございます。

また、遊具の塗装についても状況に応じ、修繕をこれまでしております。砂場については砂の追加という話をいただいております。これについては、入れかえることは可能と考えております。

しかしながら、野良猫や野生のけものふんなどによる衛生の面では、村としては十分に管理できていない状況にあります。

また、水場についても今、話がございましたけれども、村としましてこれまで同様に、水路からの水の管理がしっかりできていない状況にあるため、現在は使用していない状況となっております。

先ほど話がありましたが、私が確認したところでは、当時は水が入らない状況でありましたが、ちょっと誰がやっていたか確認はできておりませんが、確認したところでは水の利用もできているような状況にありました。

先ほどありました塗装の件でございますけれども、現場も確認させていただきまして、できるところから徐々に塗装についても検討してまいりたいと思います。

なお、この遊具の設置につきましては、先ほど申しました平成8年にオープンしております。

一般に遊具の耐用年数は、おおむね15年から20年程度というようなふうに言われております。こういったところからも、これらの施設についても20年を経過しておりますので具体的にはまだ決まっておりますけれども、リニューアルを検討する時期にはまいっております。財政的な面もございますので、財政担当課とも検討しながら、今後進めてまいる部分かなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今の答弁の中でフェンスの修繕とそれから水道のその復活、この2点をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 住民課長。

○住民課長（森山正一君） 大変申しわけございません。

フェンスの件につきましては、これも平成8年にオープンしたときの施設のままでございます。一番はフェンスの維持管理のため草刈りをする場合に、フェンスの際まで刈り払い機

で草を刈るといような状況がありまして、一部フェンスが破れている部分がございますが、こちらについても状況に応じて、また修繕をしてまいりたいと思いますが、あと、水道の件でございますが、これも当初から、平成8年から設置されているものでございます。

以前は、蛇口をつけていつでも誰でも使えるような施設として利用してございましたけれども、小学生かどうか確定はできませんけれども水を出しっ放しにしていく、常に流れっ放しになっていたといような状況が何回もございましたので、現在は使用できないようにしております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今のフェンスの修繕なんですけれども、確かにプール側のほうは下のほう破れておりまして、針金が上を向いたり、あっちを向いたりしているような状況なので、これは早々に危険と思われるので直していただきたいと思うのですが、小学校から行った正面のほうには何か左側と右側、左右に2カ所ほど真ん中に穴があいているのですけれども、そういったのを含めまして早々に対応していただきたいと思います。

先ほどの、例えば、経年劣化による塗装等の問題は、確かに業者に頼めばきれいにできるかと思うんですけれども、そこまでしなくても、例えば、住民課にやれとは言わないですけれども、DIYでペンキを塗るぐらい、すぐにでもできるんじゃないかと考える次第なんですけど、何とか早急にしていただきたいと思います。

それと、遊具の安全性というのは確認されていると先ほども聞きましたけれども、プラスですね、課長も次長もよく草刈りをやっていたという話も聞いておりますし、きれいにはなるとは思うんですが、やはり、例えばフェンス際もちょっと、もうちょっときれいにしていただければと思うんですよね。やはり、汚くなるという語弊がありますけれども、あまりきれいに見えないとどうしてもごみを捨ててもいいやとか、あるいは先ほどの砂場の問題じゃないですけれども、犬を連れ散歩している人がそこにトイレがわりに使うような事象も起きるのではなかろうかと思うんですね。

だから、そういう面を踏まえまして、やはりきれいにしていただきたいというのが要望の1つでありますし、実際、例えば、ちょっと話も変わってしまうんですけれどもニューヨークのスラム街がスラムになったというのは、やはり誰か石を投げてガラスを割ったり、いたずら書きしたり、ものを捨てたり、それが連鎖を呼んでだんだん本当にスラムになっていく、現状のあそこの児童公園も、今余り正直申し上げて、きれいではないと思うんですけれ

ども、ペンキを塗ってきれいにするとかフェンスを安全なようにするとかして、あるいは注意を促すような立て看板をつくるとか、砂場ですと犬、猫が入れないように対策をとるとかすれば、かなりな部分、例えば、先ほど1番議員も言っていましたけれども、児童公園のような形、本町地区の親御さんでもきれいなところだったら、自分も連れていきたいような児童公園がわりになるのではなかろうかと思うので、ぜひ早々に着手していただきたいと思います。

次の質問にいきますけれども、聖高原リゾート（株）の今後についてということですが、聖高原リゾートの事業を公募する考えはということで、質問要旨1ですね、聖高原リゾートの主な業務内容は、加工所や聖高原に附帯する施設の運営管理であると思うのですが、これはシェーンガルテンやレイクサイドのように一般公募するような考えはないかという趣旨で質問いたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。高野村長。

○村長（高野忠房君） 聖高原リゾートの基本的な考え方のご質問でございますから、私のほうで答えさせていただきたいと思いますが、1番、2番、3番それぞれ関連してございますので一緒に答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○3番（峯村賢治君） はい。

○村長（高野忠房君） まず、聖高原リゾートのお話を申し上げる前に、歴史的な背景をちょっと述べさせていただきたいと、こう思っております。

聖高原リゾート株式会社の設立の目的、経緯等につきましては、もう既にご承知のことと存じますけれども、改めて今お話をさせていただきたいわけでございます。

麻績村では昭和37年聖高原の観光開発に着手したわけでございますが、当時別荘地の分譲、そして観光施設の整備等多く進めてきたわけでありまして。

そして、これらの業務、特に別荘地の分譲、観光施設の管理運営、これをより効率的に行うということのために、村が昭和44年に出資金300万円、これは全額村費でございますが、これを出資いたしまして財団法人聖高原開発公社、これを設置したわけでございます。

目的は、村が策定する開発計画、これは村が主体となって考える開発計画であります、これに基づき主といたしまして、聖高原地域の開発を図りそして村民福祉の増進に寄与するというを目的に公社をつくったということでございます。

いわば、村と表裏一体となった組織に聖高原の業務を担わしたということでございまして、このことは村自身が開発の主導性と自主性を確保するという事など、これが一番基本にな

ったわけですが、このほかに5項目の開発の基本理念に沿ったものであるわけでございます。

麻績方式と言われた地上権分譲方式、これも当時は大変珍しい方式でございまして、別荘地分譲はこの考えによって進めたわけでございますが、このことが今日までこうした考え方が基本となっているわけでありまして。

村の計画に沿って聖高原の観光開発業務に当たってきました財団法人聖高原開発公社でございますが、国の公益法人制度の改革等、この改革が出てまいりまして財団法人という形で維持していくことが難しくなったということから、平成24年に財団法人聖高原開発公社に業務を新たにつくりました、今の現在の聖高原リゾート株式会社に業務をそのまま全てを引き継ぎまして、翌年3月に発足以来42年7カ月の歴史に幕を閉じて、公社組織を解散したという経緯になっているわけです。

当然、新たに設立されました聖高原リゾート株式会社につきましても、従前の業務を引き継いだということございまして、この業務を確実にこなしていくと同時に新たな業務も加えて、村の基本計画に沿って、そして村の振興計画に沿った業務に当たっているというのが現状であるわけでありまして。

まず、最初のご質問でございますが、聖高原リゾート株式会社の事業公募をする考えは、ということでございますが、聖高原リゾート株式会社の事業は決算報告書にもございますように、本当に幅広い内容であるわけでありまして。

これらの業務を新たな民間委託というご提案だと思うんですね、業務をそっくり、以外に出せということでございますが、現時点ではその必要があるのかということが疑問であります。

今の幅広い業務をほかの組織、民間でもどこでもいいのですが、新たなところへ出すと、いわゆる委託するという必要性が今考えられないということ。それからそうした中で本当に幅広い業務の中で、一部業務については外部業務もできるという部分もあるわけでございますが、果たしてそれらが全て、今先ほど申しましたように村の方針に沿った形での業務が果たして遂行できていくか、そして、しかも今リゾートに求められておりますのは、効率的な運営ということ、効率的な実施、これが求められているわけでありまして。

すなわち、通常民間に委託する事業費よりも安いといえますか、そういった額で果たして民間がやってくれるかということ。それから民間にそっくり出した場合に全てを恐らく受けていただけないだろう、大体受けていただける民間があるかどうかということでございます。

利潤の出てくる部門については、当然受けられるところも出てくると思いますが、それ以

外の部分も大部あるわけでございますので、果たしてそういったものも全てセットで受けていただける方、それから、現在のランニングコストで受けていただける方があるかということが非常に疑問である、まずそのことを一番として答えさせていただきたいと、こう思っているわけです。

そうした中で、今、村長、副村長が代表を務めているということになっているわけですが、このメリット・デメリットはどうかということを論じる前に、一番大きなことは村の責任者が、村と表裏一体となっている組織のその事業からまず逃げることができるかということでもあります。

歴代宮下土義村長時代から聖高原はずっと公社の時代もありましたし、今のようリゾートという時代もありました。こうした時代をやってきたわけですが、そうした中で過去においても、長がその責任から逃れるということは、今でも、できていないわけです。それから、一つ一つの業務全てととっても、最終的に村の土地で村の施設で、そして、村が方針を決めた別荘業務、特に地上権、これ責任を持ってやっていきますということの中で、果たして村の責任者がそこから逃げることができるかどうかという、まず基本的なことがございます。それはその前提といたしまして、今、申し上げましたが、地上権分譲方式というのがございますが、これは村が責任を持ってやっているということでございますから、そして、村が別荘の管理に当たっている、そういったことでございますので、果たして長年、長期契約をしているお客様方に信頼をいただけるかどうかと。保たれるかと、そんなこともあるわけでございますので、今のところはどうしても逃げられないのではないのかなと、こう考えております。

あえてメリット・デメリットということで申し上げますと、メリットにつきましては、先ほど申し上げましたように、業務単価が抑えることができっております。これは通常の業務、例えば、例を申し上げますと別荘地の管理、道路の草刈り、いわゆるこういったことも別荘のためにやっているわけですが、これらの単価、いわゆる標準的な県単価と比較しますと格安といいますか、大部下げた額でやらせていただいております。

額で言うとこれらの業務、2割から5割ぐらいの単価になっているのではないのかなと、こんなふうに思っています。

それから、さらにはメリットと言いますのは、村の意向がすぐ伝わっていくということにもなります。それから村の自主性が確保されるということ、それからさらにあえて言うならば、安心・安全といいますか、いろいろな安全というのがあります。犯罪等も含めて、そう

いったことを村と表裏一体となっておりますので、即対応できる、こんなことがあろうかと思えます。

デメリットと申し上げますと、これは議員も感じていらっしゃると思えますけれども、事業の廃止とか新しい事業をやっていこうということになりますと慎重にならざるを得ない、このことがあります。それから、その慎重さがともすれば、俗な言葉で申し上げますとお役所仕事の性的というふうにとられることもあるかもしれませんが、そういったことではないのかな、こんなふうに思っています。

そして、こうした中で議員が提案しております、本当にそういうことがわかってやってくれる人を公募したらどうだというご提案かと思えますけれども、やはり、今私が申し上げたように今までの歴史の中で、村が全面的に責任を持った形で聖高原をやっておりますので、果たして村の長が、責任者がそこから一步引くことができるかどうかという、その辺が懸念されるわけでありませう。

今、申し上げた中で今の時点で公募して、その方に全てをお願いしていくということは、ちょっと難しいというふうに私は判断しているわけです。少なくとも、私は長を務めているときには、私はその責任を感じてやらせていただいているということでご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今、村長にご答弁いただきましたけれども、質問要旨の1につきましては、私もこの質問を書いた後で考えましたが、やはり、いわゆる索道施設、キャンプ場、博物館等の売り上げを考えまして、確かに村長がおっしゃったように受け手があるのかなと、後でこの質問を書いた後、ちょっと後悔しましたけれども、質問要旨の2のメリット・デメリットにつきましても、やはり、今、村長おっしゃるようなこともあろうかと思えます。ただ、一昨年ですか、現小山議長が一般質問された際に旧開発公社を解散して、民間感覚の新たな会社を設立したというような村長の答弁がありましたけれども、民間の会社をという範疇であれば、やはり株式会社というのは利益を追求するのは当たり前で、さらには株主に対する配当もついてこようかと思うんですけれども、この会社自体がやっぱり100%村の出資で第1セクターの公企業だということがわかっているわけなんですけれども、あえて質問しますけれども、利潤を追求するような今の現状ですと、やはり管理部門がほとんどだと思えるんですけれども、そういう部分の新たな事業というのは考えることはできないですか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、民間感覚ということではありますが、当然、リゾートにも独自の営利部門もあるわけです。具体的に申し上げますと、釣り等は営利部門であります。

ですから、これにつきましては民間感覚で釣りのお客様により楽しんでいただけるにはどうしたらいいかと、当然努力しているわけでごさいます、よい魚がいるとか魚への投資をしっかりとしていくとかですね、それからお客様にいいサービスをしていくとかですね、それから、さらに最近は安全管理ですね、聖湖でのウオーター遊びを安全にさせていただくとか、そういったこと、さらには先ほどの釣りのお客様にお食事を運んでやるとか、あるいは飲み物まで運んでやるとか、新たなサービスによって売り上げを伸ばすとか、こういったことをそれぞれの部門でできるところでやるようになったと、こういったことであるわけです。

ですから、これからもそういった範囲で村の基本方針に沿った形の中で泳げるところは、そういったことで努力をしていかなければいけない、こういうふうに思っておるわけであり
ます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今のお話を聞かしても、やはりそういった面で事業を行っている運営管理以外というのは考えましたけれども、そういう部分をさらにふやせないかという意味で聞いたつもりだったのですが、何らしか運営管理だけでは、やはり本質的に利益を追求する会社ではないというのはわかるんですけども、実際に多少なりとも村に寄与するような部分もあってしかるべきではなからうかと。そういう面で新たにそういうものをつくれないかということで聞いたのですけれども、それ以上のことは今後の課題というか、考えの中でできるのでしょうか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 内部的には、今の事業等、見直しをやりながらいろいろなことをやっているわけです。決算書もごらんになったかと思いますが、この決算書をマイナスにしない、いわゆる利益を出していくということはそれぞれの会社として努力しておりますし、今期といいますか、今回ご報告申し上げました内容についても、私としてはいい結果になっているというふうに理解しているわけです。

それから、新たな事業等につきましても、今、キャンプ場等についても、これは村から受けた事業といいますか、委託を受けた事業という形ではありますが、やはりこれからの新たな

形ということも検討していかなきゃいけないということではありますが、これはリゾートとして検討していくのか、村の観光として検討していくのかということもあるわけではありますが、リゾートとしても当然加えさせていただきまして検討していきたいと、こう思っているわけです。ただ、今現時点での一番のネックは従業員の確保が大変困っているというような状況であるわけです。

実は、ことしの夏に向けても、今、従業員の確保が大変に難しくなっているということでございます。春のゴールデンウィーク、10日の連休についても、もう大変な状況だったということであるわけです。

以前のように従業員の確保ができれば、新たな事業をすぐ展開したいというようなことがあるわけではありますが、今、その辺が大きなネックになっているということでもあります。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 確かに、どの部門でも人の確保というのはなかなか難しい問題だと思うのですが、先ほどの最初の質問の中にもやっぱり人員の確保というのは、一番、難しかろうと思います。ですが、今後やはり村の発展のためにも、やっぱり新たなものを考え、また寄与していただけるような方向で進んでいきたいと思っておりますし、それはリゾートさんだけではなくて、先ほどの観光課などのほかの部署をひっくるめて、総合的にやっていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私ちょっと早いですが質問を終わります。

○議長（小山福績君） 3番、峯村賢治議員の一般質問が終了いたしました。

4番、宮川秀俊議員さんにお諮りしますが、途中で昼食休憩を挟んでしまっていますがよろしいでしょうか。

○4番（宮川秀俊君） はい。

◇ 宮 川 秀 俊 君

○議長（小山福績君） それでは、4番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

4番、宮川議員。

〔4番 宮川秀俊君 登壇〕

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川秀俊です。

昨日、村のホームページにおきまして村への移住者インタビュー動画が6月4日付ということで配信されておりまして、私も早速拝見しました。大変お見事なできばえになっていたかなと思います。3家族の方がそれぞれのテーマ、景観や暮らし、子育て等でPRされておりました。

一人でも多くの村外の方々がごらんになって移住者が少しでもふえていってくれたらなと願っております。議会と行政が協力して麻績村の魅力度アップを図っていかなければと痛感した次第であります。

今回の質問事項につきましては4点ございます。

1番、テレワークについて、2番、10連休中の公共サービスについて、3番、安心・安全の村づくりについて、4番、景観保護について、詳細につきましては一問一答にて自席にて行いますのでお願いいたします。

では、1番のテレワークの活用策について、お伺いします。

地域再生計画の中で最初にも出ておりますが、地域経済の活性化、それと地域における雇用機会の創出と載っております。雇用なくしては地域の経済の活性化があり得ません。

昨年9月議会において、村長はテレワークセンターについては麻績村を知ってもらうための一時的なお試し施設であると答弁されております。

開店休業なのか閉店中であるのかわかりませんが、箱をつくって中身がないような状態では民間企業で言うなら、テナントは貸したが賃料も払えない状態ではないかと思えます。

小東地区の住宅が完成するまで、入居者をこのままずっと待ち続けていくのか、どのような活用策をお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ご質問の要旨、私どもからしますと、関連してございますので、1から3について合わせてお答えさせていただきたいと思うんですがよろしいでしょうか。

情報通信技術を活用して、働く時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態をテレワークと言っているところでございます。働き方改革として、このテレワークを推進して国でも推進をしているところでございます。

この近隣の地域の状況を見ますと、事例を申し上げますと商工会の施設を有効活用するた

めにテレワークオフィスを設置した自治体もございます。

また、民間の空き家を利用した自治体もございます。

空きビルを利用してワーキングスペースとして地元の公社が窓口となり、子育て中の主婦など限られた時間しか働くことのできない市民を集めて、企業からの受注を受けて仕事を提供しているというような自治体もございます。情報通信技術を使い、その地域に合ったテレワークの導入、推進を各地域で行っているところでございます。

当村におきましては、移住者を迎えたいというのが全てのこのテレワークオフィスを整備した経過でございます。

これからも移住者を迎えるためのオフィスとして、貸しオフィスとして使っていく予定でございますので、ご理解をお願いしたいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 最初お伺いしましたが、団地建設まで、新しい団地といいますか住宅ですね、それまでは何も方策としてはないのですか。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 以前のときもお答えをさせていただきましたけれども、私どものテレワークセンター、一番のネックが住居がないというところがございます。

当初からその辺のところは見込んでおりました。今も見て、先ほど宮川議員さんのおっしゃる答弁のお話の中にもございましたとおり、今度の、今公開しております動画につきましても、麻績村に移住をとというような形でテレワークセンターの場所と住宅地域の場所を密接した地域だということで、今現在、今から公開をして募集をかけるような動きをしております。ですから、単にできるまで待っているというものでございませぬ。

予算の中でもご説明しましたとおり、移住者を迎えるがための相談会も今月から、既に名古屋、東京で参加をしてまいります。ですので、決して手をこまねいて、ただできるのを待っているということではございませんので、どうかその辺のところはご理解いただきたいと申します。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 村外から来られる方を今月から名古屋、来月東京と予定されているようですが、それを待つてではなく、やはり村民を優先して私は考えるべきではないかと思う

んです。企業誘致というのは非常に難しいということは、従来から村長答弁もありました。

人材の確保や土地の確保が難しいということであれば、テレワークが一番雇用に結びつきやすいのではないかと思うんです。

課長もおっしゃられましたが、子育て世代であるとか、あるいは介護で目が離せないから家から出られない、あるいは障害をお持ちの方が仕事には外へは出られないということであれば、先ほど1番から3番まで一緒にとということでしたので、では、テレワーカーの養成というのはなぜやらないのか、また、これまで何か事業としてあそこを使われたのか、その点お伺いします。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今ございます施設、整備されたものにつきましては、テレワークのオフィスであります。

貸しオフィスでございますので、まず、その点ちょっと違うかなということでお答えをさせていただきますかと思えます。

それと、今まであそこのところにつきましては、あの施設Wi-Fiを完備してございますので村民向けの講座等を開いて活用してまいりました。

また、テレワークのいわゆるテレワーカーというような形で働くということでやろうということで検討はいたしました。それで、子育て中のご父兄の方々にもアンケートをとりまして、その講座に参加しますかというようなことでいろいろお話をしたんですが、やはり、中にはほとんどの者がもう自宅でパソコンでそういったネット情報を動かしている、実際に仕事につながるものだったら参加するんですが、実際に仕事につながらないものだったら出ませんということで、はっきり言われておりますので直接そういったこと、そういったことにたけている方は既に動いておりますので、わざわざここでテレワーカーというような講座を開くというのは、今のところ予定はしてございません。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、当面は空いた状態のオフィスのままでということによろしいですか。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今のところ、余り焦っているというようなものではなくて、やはり今後の移住者を迎えるがためのサテライトオフィスとして使っていく予定でござ

います。

以上です。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 私はちょっと視点が違っているんじゃないかと思います。

村にとってどのぐらいの事業所があって、求人がどのぐらいあるか、やっぱりあそこのオフィスまで行ってということで、先ほどもありましたけれども、みんなパソコンは各自若い世代からお年寄りまで、みんな今、各自自宅にあるわけですから、インターネットさえつながってればテレワークの仕事はできます。

私の言っているのは、テレワークの養成、先に3番のところもやらせていただきますけれども、この辺ですと一番中心地区で先進地域というのは塩尻市振興公社ですよ。

あそこではテレワーカーが、あそこが事務所でやっているということで受注の仕事もいっぱいになって、ほかの自治体へも回すというようなことがありますけれども、そういうものがあれば麻績村にとって、テレワーカーがいれば手を挙げていかれるんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 私どもも塩尻市さんのやっております公社とお話をしたこともございます。何とかそういったものがあれば、それは確かにそういった事業も入ってくるかなというふうに思います。

ただ、あそこは振興公社自体が公社が仕事を受けて、それで個人の方に仕事をやってもらうというようなことで、企業側も非常に安心して契約をされるという状況だそうでございます。

私どもあくまでも、今はテレワークオフィスなものですから、従業員、そういった情報通信にたけた従業員を雇い入れて、そういった仕事をこの方にはこのぐらいの事業、この方にはこのぐらいの仕事をということで、えり分けをしています。

それだけの人材が、あそこにはやはり民間企業の出身者がいますので非常に地域性としては、そういったことについてはすごく魅力のある地域かなというふうに思います。

私どもの村としましては、そこまで人材を確保して、そこで企業から雇うというところまでは、突起してまだできない分野でございますので、ああいった事業までには繁栄はできないなという思いでいます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ですから、ここは企業誘致も難しいのでテレワークオフィスは、企業が入るまで待つということなので、個人がやはりテレワーカーとして働いていける場所というのが必要だと思うんですよ。その点はどうなんですか。ずっとこのままでいくのか、また、私は事務局あるいは議員何名かで行って、例えば塩尻市の振興社、えんぱ一くですか、あそこにあるものを視察してもいいと思いますが、その考えはありますか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 私もどういふふうにお答えしていいか迷っているところでございますが、あくまでも、このオフィスを変えていただく方としているものですので、テレワークオフィス、サテライトオフィスということでご理解をいただきたいかなというふうに思います。

テレワーカーというものはどこでも働けますので、ご自宅でも、今現在も働いている方もいらっしゃいます。そんなこともございますので、何とかサテライトオフィスという位置づけをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 完成してから、PRした割に活用されているのは非常に残念であります。また、このテレワークについては次回からもまた、折々見て質問させていただきますが、よろしくをお願いします。

それでは、2番の10連休中の公共サービスについてに移ります。

ことしは皇位継承に伴う10連休となり、多くの自治体や企業が長期休みとなりました。

働き方改革が問題視され、長期の休み取得が困難な皆さんにとっては、リフレッシュできたのではないかと思います。

自治体の対話、さまざまありますが役場での5月1日改元に合わせての申請や各種証明書の発行希望等での混雑が予定されたわけではありますが、対応はどうであったのかお聞きします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうから、10連休中の対応についてということで、

ご説明をさせていただきます。住民課関係窓口の業務対応多種ございます。10連休中の各種届け出につきましては、届け出件数で、10連休中でございますが全部で6件ございました。

内訳でとしましては、離婚1件、養子離縁が1件、婚姻が3件、死亡が1件でありました。このうち、改元に伴う5月1日の届けにつきましては婚姻2件ございました。

これらにつきましては、日直、宿直によりまして受け付けを行い、受理をしている状況であります。また、10連休中、役場窓口を開設しなかったために住民票、印鑑証明書等の発行ができない状況でありましたので、住民への方は不便をかけたかと思いますが、ご質問の住民生活への支障は特段大きなものはなかったというふうに私のほうでは受けとめております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 5月1日に限って、日直措置をされたということでよろしいですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 10連休中は昼間日直はおります。夜は宿直がおるということで、一日中、日直あるいは宿直が役場におるということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それでは、10連休中でも日直措置がされていたということで、支障はなかったということで了解しました。

今後はこのような10連休というのは、なかなかないかなと思いますのでこれからの対応方よろしく願いいたします。

2番のほうですが、保育所での休園時の対応等についてお伺いします。

サービス業の方を中心に仕事をなかなか休めない人も多い中で、保育所が休園になると子供の預け場所に困ってしまう方、保護者の方もいられたと思います。休日保育に関する情報提供や保育士の確保等はどうであったかお伺いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

4月27日から5月6日までの10連休の保育所の対応状況ということでありますけれども、連休初日であります27日につきましては、土曜日ということで保育所の休所日とはなっておりません。希望が出されたご家庭からの要望に沿って開所をしたところでございます。

また、28日以降5月6日まで休所いたしましたけれども、この期間につきましては、保護者に希望を確認したところ、連休中については希望がなかったため休所としたものでございます。

この連休中の休所につきましては、園長から保育士、そこから家庭へと連絡をとっており、特に問題点や苦情等はなかったものと認識しております。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 連休中の特に休園日の希望はなかったということで、特別、10連休中の保育所加算等は全然影響は関係なかったということでよろしいですか。

○教育次長（臼井太津男君） はい。

○4番（宮川秀俊君） はい。わかりました。

議長、時間になりますので、ここで3番目からは休憩後にしたいと思います。

○議長（小山福績君） 宮川議員さんの了解を得ましたので、要旨3番から開会は1時ちょうどとします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（小山福績君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、宮川秀俊議員の一般質問の要旨3、安心・安全の村づくりについてから再開します。

4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 3、安心・安全の村づくりについてお伺いします。

要旨1番の本町地区の児童公園建設予定ということで、先ほど1番議員、3番議員からも関連質問がございますので、重複する部分は避けてお伺いします。

最初に、昨年4月23日、麻績村農業振興地域整備促進協議会が開かれました。

その中で農地の除外申請ということで、課長のほうからご説明をいただいたところであります。流れとしては振興課と県との事前協議を経て、昨年8月の本協議、それから同意を得て除外告知、転用申請と伺っておりますが、こちら最終的な転用申請まで済んでおられるの

か、まず最初、お伺いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 今おっしゃられるところについては、本町にある定住住宅の近くにある農地の取得の件ということでよろしいでしょうか。農地の取得については全て除外等も済んでおるところで、農地転用まではあれですけれども、取得までは済んでいるところがございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 昨年、農振のときの説明いただいたところを公園整備ということで、若者定住の近くということでよろしいわけですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 説明の中で、公園にするという話ではなかったと思います。あくまでも今後のために取得をしたということでご理解をいただきたいかなと思います。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） そうしますと、1番議員も聞いておりました。これは本町地区に限られた場所、私が予想しているところと違って、村が別に土地を考えていらっしゃるわけですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 一般質問、答弁、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、若者定住住宅の敷地内にあります空きスペースを活用した公園整備ということを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 空きスペースということは、私は想定しておりませんでした。昨年の会議の中で農地転用をそこに公園整備で充当するものだと、私が勝手に誤解したのかどうかわかりませんが、今の住宅、若者定住の中にそれだけの公園といいますか、広場のスペースはとれるわけですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 公園のスペースがどの程度のスペースということをイメージされているかわかりませんが、昨年建設をしました住宅地の隣にある空きスペースを考え

ております。それから、その先、東側にあります赤坂さんの前出の空きスペース等についても活用していくということで検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 何度も繰り返して申しわけないのですがけれども、私は道路を挟んで東側の地積だと思っておりました。そして、そこに住宅の若者定住の児童公園が建設されると思っていましたが、ちょっと違っていたようであります。それで先ほど住宅団地内ということでしたが、これは広場としてやるのであって、児童公園ではないということで、これはもう一度確認したいと思いますがそのような理解ですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 児童公園というものがどういったものを想定されているかわかりませんが、例えば、遊具だとか砂場だとかいったものを設置する予定はございません。

その理由としましては、村で設置をした後、管理はあくまでも地区ということになります。

その遊具で、もし事故等あった場合はその地区での責任ということになりますので、そこまで地区の方が責任を持てるかどうかということになりますと、それは非常に難しいものではないかなと思います。

ですので、今、村で考えているのは住民が使える管理しやすい広場というイメージでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） そうしますと、簡易な遊具の設置も何もなくて、ただ広場ということになるわけですがけれども、前の子供議会のとくも村長は、聖高原に遊具はありますからそちらを利用して下さい、というような答弁でありました。

しかしながら、なかなかあそこまで行って子供を遊ばせるということは、時間的にも無理ではないかと思っておりますので、ひだまり広場ですか、あのときに公民館報1月号にも載っていたかと思いますが、お母さん方からの要望は近くに、ということであったので、改めて私は簡易な遊具の設置ぐらいはやってほしいなと思います。

聖高原の遊具の取りかえに1,500万かかるのであれば、少しぐらいはただ広場で草を生やしておくよりは、何らか子供たちが遊べるものは、私は必要ではないかと思っておりますので、この辺、再検討いただければと思います。

次に、2番目の通学路の安全対策ということでお伺いします。

昨今、各地で悲惨な交通事故が相次いで、多くのとうとい命が奪われております。

当村においても、春の交通安全運動が実施される前に、交通死亡事故が発生してしまったことは大変残念であります。改めて、交通安全の意識を地域や学校で高める中で、やっていかなければならないと思います。

村内には、歩車道の区別がない危険箇所が数多くあります。ただいま下井堀地区で歩道の建設、改良工事が進められております。道路改良につきましては、昨年1月25日、長野県建設部へ村長以下要望をしたところであります。

特に、国道403号若者定住とAコープ側との横断につながる見通しの悪い一部、悪いところもあります。現在は、民生児童委員の方が時々見守りを行っていたり、PTAからの要望もあるように聞いております。

どのような安全対策を、今、考えられておられるのか、その点、403についてお伺いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

国道改良の部分についてでございます。

まず、本町の交差点改良とそれから海善寺から上平間の2工区に分けて、現在、国の交付金を活用して県が事業を進めているところでございます。

今現在は測量等が終了し、線形をどうしていくかという検討に入っております。

議員がおっしゃられますセブンイレブンの横断歩道の辺だと思えますけれども、あの辺についてもこの道路改良に合わせて、歩道の設置というようなものも国・県のほうへ要望をさせていただいているところでございます。

今後においては、基本線形が方針固まれば、公安協議を行いつつ地元へ説明会を開かせていただいて、説明の中でご要望等いただく中で、またさらにその道路改良に向けて先へ進めていくということで考えているところでございます。

今の現状は、以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） すみません。そのコンビニのところからの横断歩道ですけれども、あそこには昔、PTAが立てた児童横断という看板があるだけなんですけれども、横断時の

横断旗の設置というのは考えられないですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） あそこの横断歩道につきましては、議員おっしゃられるようにP T Aで看板の設置を行ったり、危険箇所だということでそれぞれ教育委員会等との協議の中でも認識をしているところでございます。

ただ、看板設置においても逆にその看板が死角になって子供が見えないというようなことで、その時々P T Aの考え方でそれを撤去したという、設置したり撤去したりというようなこともしていた経過があるかと思えます。

横断旗の設置をとということでございますけれども、それについても教育委員会、それからP T A等々、それから設置に当たっては公安委員会、警察等との協議も必要でございますので、その辺については慎重に検討させていただきたいと思えます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） その点につきましては、各課者と連携していただいて、ぜひ、善処方お願いしたいと思います。

それで、先ほどの丸子信州新線ですか、本町交差点と中学校の入り口の間の進捗状況はどの辺まで行っているのか、測量のみ行われているのか、本町地区への説明というのは全てどんな計画か、説明されているのでしょうか。

○議長（小山福績君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 本町の交差点から中学校までの県道改良につきましても、国の交付金事業に格上げされて現在県が進めております。測量等は終了し、地区説明会も終了しております。

今現在は、県が個々の地権者に用地の交渉をしているというふうに向っております。詳細については聞いておりませんが、現在のところはそれぞれに用地交渉を行うということで聞いております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 最近の交通事故は通学中の子供たちが犠牲になっております。

あそこも中学校の通学路でもありますし、また、近くに医院もありますので通院の方にも大変重要かと思えますので、これからまた進捗状況を見守ってまいりたいと思えます。

それでは、最後になりますけれども、私は、4番目景観保護の観点から農地の荒廃化の現状と対策についてお伺いをいたします。

農地として再生されずに荒れ地となっている土地が非常に目につくようになりました。道路沿いで景観が気になる場所です。また、農地として使っております耕作者からは、病虫害の発生箇所であったり、有害獣のすみかともなっており大変迷惑をしております。

美しい自然を売り物にする村にとっても、何らかの対応が求められているのではないかと思いますので、現状と対策についてお伺いいたします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

農地の荒廃化ということでございますけれども、昨年からの実績と申しますか、少しどうだったかと申しますと、再生可能な農地の面積がふえたかどうかという部分ですけれども、再生可能な農地の面積については、調べではわずかでございます。

それから、立木等が立って再生が不可能だというような土地については、統計上は土地3ヘクタールということになっております。特に山つきの農地については、どうしても進んでいくということだと思っております。

村では農地の荒廃化対策として、地権者に利用意向調査を行いまして、地権者からの申し出を受けて、農地の中間管理機構を通じて担い手に就籍をすることによって、耕作放棄地がふえないように努めているところでございます。集落内に多少の荒廃農地は見受けられますけれども、担い手への集積が進んでいますので、そう多くはないというふうに思っております。

ただ、各地区において、多少点在するような形であることは承知はしております。農業委員会が農地パトロールを行い、その中で農地の所有者に対しまして、その利用意向調査を行って荒廃化させないように、農業委員会としても進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 非常に問題になるのは、農地として再生可能なところは問題ないんですけれども、再生不可能であるというような荒れ地、また、ここにも書いておきましたけれども、もともとの所有者から地権者がかわっていったような場合、地区での、例えばおてんま作業であったり、そういうときも、なかなかどこへ連絡していいのかわかりません。そこ

はやはり行政としても、今答弁にありましたように、農業委員会と連携していただいて、村には環境保全条例というのがありますが、なかなか農地の荒廃地、荒れ地については載っていませんでしたように思います。

また、集落の環境整備実施要綱ですか、これも拝見しましたが、これは竹林を対象としておりますが、今回、この荒れ地とか雑草地となったようなところも対象を広げるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 質問の趣旨がちょっとよくわかりませんが、農地については、山林と違いまして境界等もはっきりしておりますので、所有者、地権者が不明という土地はないと思われま。調べるに当たっては、村の課税台帳でありますとか、法務局の登記簿をとればわかるというふうに思っておりますので、農地について所有者がわからないというような、村のほうへの問い合わせはございません。

それから、農地の荒廃地を何とかしろという話ですけれども、あくまで個人の所有物でございますので、行政がそこを、勝手に草を刈ったりするというようなことはできないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） そうしますと、例えばの話ですけれども、行政のほうからシルバー人材を使って、こういう雑草地で周囲から苦情が来ているというようなことに関してはできないわけですか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 農地に限らず、例えば空き家等についても、地域からの苦情をいただいた場合には、村のほうから地権者に対して苦情をいただいておりますというような話はできます。現在も行っているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それでは、私の質問は以上であります。1番から4番まで住民要望等、村の施策とちょっと乖離している部分があるんじゃないかと思っておりますので、また次回に回していきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（小山福績君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（小山福績君） 次に、5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

通告しました3点、1つ、人口問題が起因となる課題への対応について、2点目、予算編成内容公表の必要性について、3番目、タブレット機器導入について。自席にて、一問一答で行います。

よろしく申し上げます。

それでは、人口問題に関しまして質問しますが、ちょっと前段、村のほうでもきょう資料提出いただきましたけれども、この人口問題につきましても、国の問題でもありますし、県各行政で取り組んでいる内容でございますが、先般、新聞で報道されまして、少子高齢化がより鮮明になってきておるという状況でありまして、県でも具体的に計画の2年目に入るといふことで、人口減少対策について具体化するということではありますが、各年齢層において対策の重要度が増している、こんな状況だといふふうに考えます。

特に年齢層で見て15歳から64歳、いわゆる生産年齢人口と言われているものが過去最低だと。それから、65歳以上の人口が年々高くなっているといふことで、高齢化に向かっていると、こういうことでございます。

そこで、麻績村の実態を、この新聞報道を見まして、県のプレスリリースでホームページから調べました数値は村から提供いただいた資料の中にも載っておりますが、30年度中の65名減という実態、その結果、2654人ということになったわけでございますが、特に年齢区分層を見ますと、0歳から14歳の比率が約9%、15歳から64歳の比率が46%、65歳以上が45%ということでございますが、75歳以上の比率が28%あるといふことで、760人というような数値が出ておると、こんな状況でございますが、今後、深刻な影響が考えられるのではないかと、このように思っております。

さらに数値を見ていきますと、老年人口といたしまして、指数が96というようなことで、いわゆる生産年齢人口と65歳以上の人口はほぼ同数だということで、より高齢化が進んでおると、こんなことでございます。

したがって、地域、そして世代別に実態に即したきめ細かな対策が必要ではないかと、このことは改めて認識するわけで、起因する問題が幾つもあるわけですが、本日は3点に限って質問させていただきます。

要旨1でございますが、現状の人口推移と人口予測の見解、また、現状における総合戦略を立ててきたわけですが、その成果と課題について答弁をいただくわけですが、総合戦略につきましては範囲が非常に広いということでございますが、現状、今、村で捉えている内容で結構でございますので、答弁をいただきたいと、このように思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ご質問の内容にお答えします。

細かい数字がございましたので、資料のほうを提出させていただきました。

麻績村の総合戦略は、今塚原議員のおっしゃいましたとおり、振興計画と一体のものとして進めてきております。ですので、振興計画の相対的な評価として答弁をさせていただきます。

村長も村の最重要課題に若者定住策を、まず掲げさせていただいて、各種の事業を進めさせていただいておるところでございます。

お配りしました資料ですが、まず、資料1につきましては、麻績村振興計画を立てたときの、平成29年度までの資料に基づいて人口予測を出したものでございます。

昭和40年から27年の数値につきましては、これは国勢調査の数値が入っております。見てみますと、調査ごと違いますけれども、約120人から多いときで370人が減少するという結果が出ております。32年のこの数値におきましては、27年度までの数値に基づき国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が推計した人口を入れてございます。2,520人というような予測がされているところでございます。

資料2でお示しをさせていただきましたのが、これが先ほど長野県都市計画長期ビジョン改定版というところから抜粋した資料でございます。

人口の増減、地域差ということで出ております。県内77市町村ごとに、2010年（平成22年）の国勢調査をもとにした2015年（平成27年）の人口推計、社人研標準推計でございま

す——2015年の国勢調査に基づく人口実績数値を比較すると、実績数値が推計値を上回った自治体は、県全体で15自治体ということで公表がされております。そのほか、62自治体におきましては、社人研推計どおり、またはこの推計よりも速いペースで人口が減少している地域ということで示されてございます。

麻績村におきましては、この15自治体の中に入っております。その15自治体の自治体名については、横の表のとおりでございます。

麻績村の社会増を生み出した要因は、空き家として貸し出す住宅が非常に少ない状況にもあります。平成23年度から平成27年度までに若者定住促進住宅が27棟建設し、入居をいただいております。その人口の増が、やはり一番大きい要因だったなというふうに判断ができるかなというふうに思います。

自然増あるいは社会増のところを見ていただきましてもわかるとおり、自然増減につきましては、麻績村におきましては非常に高い数値でございますが、社会増のおかげで、ようやくこの△1.55というようなところまで抑えられているというところが読み取れるのかなというふうに見るところでございます。

それから、資料3でございます。資料3につきましては、最近の動きについて示したものでございます。ですので、平成28年、（2017）年から平成30年までの人口移動状況について、調査したものについてお示しをさせていただきました。

この資料につきましては、長野県統計情報が公表しております数値でございます。

資料の中身につきましては、村という村名がついている自治体のみをピックアップしてお示しをさせていただいたところでございますけれども、麻績村におきましては、この28年から30年、合計いたしますと社会増が22ということで、やはり社会増となった自治体としてなっております。

ただ、やはり、自然増減が非常に大きいということも、1つ、麻績村の特徴かなというふうに見るところでございます。

この社会増が22という大きな数字が出たことにつきましては、やはり平成28年から30年までに若者定住促進住宅を16棟完成し、入居に至った経過がございます。やはり、この若者定住促進住宅の生み出した結果かなというふうに思います。

ちなみに、資料4でございます。麻績村の出生数、出生率についてお示しをさせていただきました。

平成26年から30年までの数値、村、県、全国というようなところで比較できるような数

字かなと思ひまして出ささせていただきました。平成26年度から出生数が13、27年が12、28年が13、29年が23、30年が8というような出生数でございます。ただ、この出生率から見ますと、長野県平均、あるいは全国平均と比較しますと、なかなかそこまで追いついていかないというのが現状かなというふうに思います。

最近では、よく比較されるといいますか、見られる数値の中で、合計特殊出生率というものがございます。合計特殊出生率とは、年齢5歳段階ごとに母の年齢別出生数を住民基本台帳による年齢別日本人女性人口で除した平均値を求め、それを5倍した数値としてあらわされています。

ですので、麻績村のような小さな自治体では、分母が非常に大きく動く関係もありまして、やはり3年平均ぐらいが一番村の数値に近いかなというところではございますが、平成29年、単年度ではございましたが2.42、県では1.56、全国では1.43というような数値の中で、非常に高い数値が出ております。

いずれにしましても、この数値が出たということは、麻績村にそれだけの出産期を迎えた若い方が入居されたということが言えるのではないのかなというふうに思います。

資料の2の数値でもお示しをしましたとおり、さまざまな事業を展開し、10年間の平均でも社会増となっております。村の進めてきた施策が総合的に転入者、いわゆる移住者の方が認めていただいて、転入者を迎えることができたのかなという思いがするところでございます。ですので、総体的に言いますと、よい評価ができるものではないのかなというふうに見ております。

いずれにしましても、30年が、合計特殊出生率が0.76というような低い数値となっておりまして、新たな住宅政策を進めていかなければ、また、人口減少が加速してしまうのかなという思いでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 資料に基づいて説明いただいたわけですが、相対に人口動態も、推計値以上の推移をしておると。若い世代については、社会増というものが現象にもあらわれていると。そんな評価からすると、一応評価として認められるのではないかと、こんなふうを受けとめたわけでございますが、総合戦略も昨年の6月に改定されまして、村民のアンケートを含めて、意見聴取を含めて振興計画を推進すると、こういうことだと思いますが、振興計画の中には6つの目標があると思いますが、範囲も広いわけですが、中長期の目標という

ことですが、これが進捗することによって、人口自身は減少しておるわけですので、そういう中での村づくりの達成に向かっていくというふうには理解したいわけですが、その事業の達成状況を確認をする作業というものが、やっているとは思いますが、どんな状況でその達成状況の作業をしたのか。また、今後どのようにするのか、このことがないと、課題等も出てこないわけですが、今、若者定住なり、若い世代の確保についてはわかりました。それ以上の、いわゆる人口減少下における村づくりという観点での評価というものをどのようにしたか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 総合戦略のほうでも、毎年、会議に出す前に議員の皆様方にも、審議会にこの資料を出しますということで、内容のほうを説明させていただいてございます。各それぞれの担当者がことしの実績数値を出しまして、評価をし、次につなげるという作業に入っております。

また、総合戦略から言いますと、基本的にはさまざまにありますけれども、31年度の達成率というようなことまで出していきながら、全体、まず総合戦略5年間の相対的な評価をしていきたいかなというふうに思っております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、各分野で少子化、あるいは高齢化する中でさまざまな事務事業が行われております。それにつきましては、各担当で評価と検証をさせていただきますので、総体的にまとめまして、私のほうで答弁をさせていただきました。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 具体的に言いまして、そういう評価表みたいのを使って把握されているのか、いないのか、通常業務の中で、毎年の評価を話し合いをしているのか、そこら辺はどんなやり方をしているわけですか。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 一概に、私もちょっと各事業を言えないところでございます。

また、その何というんですか、1つの指標の中で評価ができるものではございませんので、各担当ごとさまざまな評価、各分野でやっているかなというふうには、この場ではお答えをさせていただきます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現状はわかりましたが、簡単に解決できる問題ではないってことは、私も重々承知していますが、やっぱり課題整理する中で、何が具体的にこれから影響されるかっていうところはしっかりつかんで、これは行政だけの責任じゃないと思いますし、村民なり、地域の皆さんが共通の認識の中で、やっぱり人口減少下の中で安心して生活できる環境ができればと、このように思うわけでごさいます、おそらく村民の皆さんも想像した以上の環境の変化ではないかと、このように感じると思うわけでごさいます。

そういう面では、行政に期待する部分が多くなっていると思いますので、村のあり方を含めて、今後3年間まだあると思いますので、村民の意見を改めて広く、焦点を絞って意見聴取をする中で、減少等こういう環境下でどういう村づくりが村民の皆さんはいいかというところは、重要な課題ではないかというふうに思いますが、そういう面ではどんな見解を持っているかお答えいただきたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 塚原議員さんのおっしゃられるとおり、人口減少はとめられません。とめられない中でさまざまな事業が、今後、行政でも縮小になってきております。その中でできる事業、できない事業というものが明確になってくるかなというふうに思っています。

村民の皆様にもその辺のところをご理解いただきながら、行政改革等も進めていかななくてはなりませんので、あわせてここで行政からもお願いをしまして、今のご質問にかえさせていただきます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） すみませんが、今の件で、村長、何か考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 村長。

○村長（高野忠房君） やはり人口減少期、それから高齢化が進展する中での施策というのが、従前の施策ではもう無理があるというふうに思っております。

こういう中で、今、麻績村では若者定住を第一優先にということをやっているわけですが、やはり、若い人たちがそれぞれの地域に入っただけ、それから村に入っただけ、そして、またさらには地域に入っただけというような政策を展開していくことが、今最も最優先のことではないのかなと、そう思っているわけがあります。

当然、住民の皆さんのご意見、そして住民の皆さんのご要望、それをお聞きする中で進めていかななくてはいけないということではありますが、やはり、住民の皆さんのご要望といたしましては、大変、今、高度化それから幅広いものが出てきているわけではありますが、どこまで応えられるかということでございます。これにつきましては、今、推進課長が申し上げたように、事業の整理、統合、あるいは縮小、こういったことも含めて新たなことを展開していかななくてはいけない、こういった時期にきていると、そのように思っています。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ぜひ、村民の意見も含めながら進めていただければというふうに思っております。

それでは、要旨2のほうへ進みます。

高齢者対策ということで取り上げましたが、特に高齢者が多いという、端的に言ってそういうことでございます。

高齢者対策と言いましても多岐にわたるわけでございますが、今回は焦点を絞って伺いたいと思います。

高齢者の皆さんが、安心して生活できる環境づくりの体制整備が求められているということでございますが、その1つとして、住みなれた場所で生涯暮らしていただくシステムとして地域包括システムがあるわけでございますが、このシステムは、現役世代を含めて目的が周知されてこそシステムが生きてくるのではないかというふうに思います。そんな観点で、1つ目として、地域包括ケアシステムの周知はどうしているのかと、それから地域包括支援センターの現状と課題について伺いたいと思います。

関連しますので、集落機能に対する課題ですが、このことは前段のシステムとの関連があるわけで、あわせて伺いたいというふうに思います。

地域包括システム自身は、医療・介護の専門的な対応と介護の予防なり、生活支援なり、地域の支え体制などの地域づくりまでの多岐にわたった事業だということでございます。したがって、集落の現状または将来をどのように予測しているのか、そういう中で集落のあり方、地域包括システムを構築させるための一つの事業ではないかと、こんな観点で重要視する必要があるだろうということで、現状をどのように捉えているのか、課題等答弁をあわせてお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうから今の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ご質問の地域包括ケアシステムにつきましては、地域の実情に応じ、高齢者などが可能な限り住みなれた地域で、その人の有する能力に応じて自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいうものであります。

国のほうとしましても、団塊の世代が75歳となる2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築を推進している状況にあります。さて、麻績村の現状につきましては、この地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、平成27年度から麻績村生活支援協議体を設置し、村内の支え合い体制の推進、検討を図ってまいりました。平成28年からは医療圏域が重なる筑北村と共同で、筑北地域の在宅医療介護連携推進会議を設置しまして、在宅医療と介護の連携推進に向けた取り組みを行ってまいりました。生活支援協議体では、これまで村内の課題整理、村内にある高齢者サービスの整理を検討し、村内高齢者サービス問い合わせ一覧を作成しまして全戸配布をした経過がございます。平成30年度は厚生労働省のモデル事業の伴走型支援を受けて、事業の課題または見直しを行ってまいっております。

在宅医療介護連携につきましては、医療介護連携いきいき手帳を作成しまして、医療と介護の連携ツールとして手帳を活用し、現在相互の情報の共有を図っているところであります。包括的支援事業につきましては、ほかに先ほどお話がありましたように、地域包括支援センターの運営、また、今後認知症施策の推進をしてまいる予定をしております。地域包括支援センターは、関係機関や多種職と連携をし、地域住民と地域のネットワークを構築していくとともに、高齢者の多様な相談に対してコーディネートを行う中核的な役割を担っております。現在は、役場、保健センター内に設置をしまして、2名体制で業務を行っているところであります。

また、認知症施策につきましては、認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパス作成、認知症カフェの社協委託等を実施しております。今年度は松本大学との事業連携を活用し、新たに多職種連携地域ケア会議を立ち上げまして、村内のさまざまな支援者による事例検討を行いまして、より個別ニーズへの対応を検討してまいりたいと思っております。

ご質問の麻績村におけるこれらの課題につきましては、地域包括ケアシステムに求められております支援関係者の顔が見える横のつながりという点では推進をしてまいりましたけれ

ども、今後さらに進むことが予想される、担い手となる人材の不足が最も大きな課題と言えます。また、高齢者のニーズの多様化も課題と考えております。

周知につきましては、各事業ごとに広報等による周知を行っているところでありますけれども、地域包括ケアシステム全体像につきましては、平成29年に医療機関、介護事業職員、民生児童委員、生活支援協議体委員、行政職員、ケアマネジャーに対して研修会を実施して、周知を図ってまいりました。また、一般住民向けには平成30年に生活支援協議体を中心に、区長、保健補導員、ボランティア団体、一般住民を参集し、これからの支え合いを考える学習会を開催したところでございます。平成30年度からは、信州大学医学部の連携事業の各種イベントにつきましても、地域包括ケアシステム構築周知に向けた取り組みを行っているところであります。

なお、地域包括ケアシステムの構築につきましては、地域住民の協力がなくてはならないものであります。今後も機会を捉えて周知を行い、村全体で地域包括ケアシステムの体制整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、集落機能に対する課題という質問でありますが、こちらにつきましては、集落機能に対する課題は担い手が不足しているところであります。地域包括ケアシステムの構築においては、地域住民同士の支え合いが必須になっております。いかに地域の住民同士が支え合いの充実を図れるか、また、ボランティアやNPO、民間企業などによる重層的な支援体制を構築することが求められているわけでございます。しかしながら、当村においては高齢化が進展し、限界集落となる地域もあり、この限界集落は今後もふえていくと推測されております。若い担い手がない中で、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍していただく、社会的役割を果たしていただく、生きがいや介護予防につなげる仕組みづくりも今後重要になってくるのではないかとということが課題となっております。

先ほど議員のほうからもありましたけれども、まさに地域包括ケアシステム、この構築につきましては、地域づくりであり、村づくりであると考えております。非常に重要な課題と受けとめておりますので、今後慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今、課題の中でもありましたが、高齢者のニーズへの対応等々上がったわけですが、在宅介護を選択した人が、介護者含めて介護サービスを受けるための相談機能は十分とっているのか、そこら辺がしっかりとれていると非常に安心していられ

ると、こういうことだと思います。いずれにしても、対象者が高齢者ということですから、相談機能をしっかり持っていかないと、しっかりしたニーズに対応できないと、このように思うわけでございます。場合によっては家族と離れている方にも理解いただかなければいけないような場面もあろうかと思いますが、そんな面で相談機能はどうなっているかと、こういうことをまず第1点、それから2点目でございますが、要介護1以上の認定を受けている人数、そしてそのうち在宅介護を受けている人、さらにひとり暮らしの人は何人いるか。当然実態でございますので把握されていると思いますので、もしわかったら発表いただきたいと、このように思います。

○議長（小山福績君） 住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えいたします。

まず、相談機能でございますけれども、まさに相談、心配事があった場合に、相談をどこにすればいいかということでございます。村としましては、地域包括支援センターのほうでそういった多種多様の相談を受け付けております。住民の方、まだ十分に承知していないと言われるとそれまでですけれども、そういったことも含めまして周知をしてまいりたいと思います。多種多様、さまざまな相談に対応することが可能でございます。

それから、先ほど言いました認定数等の関係につきましては、ただいま数字を持っておりませんので、後ほどご説明をさせていただきますがよろしいでしょうか。では、後ほど数字のほうはお伝えしたいと思います。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 地域包括支援センターで相談を受けていると思うんですけれども、やっぱり身近に相談できる人がいないと、先ほど言ったのは高齢者ですから介護されているという人は、ここまで出かけてくることも無理な人もいると思うんです。どういうことをしてもらいたいとか。だから、そういうことで例えば、民生委員が窓口になっているのかどこが窓口になっているのか、そういう相談しやすい体制づくりが必要だと思いますので、今後そんな相談がとれるように努力をお願いしたいというふうに思っております。

それから、在宅介護をしている、いわゆる介護者も認定を受けているような人もあろうかと思えますし、いずれにしても高齢ですので、介護をすること自体が本当に疲弊ということで、疲れてその人も病気になってしまうというようなことで、実態としてそのようなことを捉えているのかどうか、そういう話が実態としてあるのかないのか、そこら辺もし情報が入っていたら、そういう中で先ほどもありましたとおり、新しいニーズとして夜間の対応サー

ビス等、前全然やっていないという話は聞きましたが、そういう要望はあるのかないのかということですが、そういう介護関係者からの要望等をどのように捉えているのか、また、その要望に対しての対処、その必要性については何か会議を持って検討されているのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり高齢化が進み、老老介護というような状況が進んでおります。こんな中で、介護疲れによる体調を崩されるという方も中にはおられるというような認識であります。その中で社協の事業の中でも、このような介護に関するそれぞれの事業なんかも始めておりますので、そういった中で、社協の事業の中でもそういったことを進めているところでございます。介護者に対するケア、こんな事業も進めているということでございます。

それから、夜間については、今のところ事業として実施しておりませんが、今後そういう要望があるようであれば、また社会福祉協議会のほうとも調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） またひとつ、細部まで行き届くようにお願いしたいと思いますが、集落機能の点で1点だけちょっと質問しますが、先ほどお話あった内容だと思えますけれども、限界集落というものはどういうものかという、私なりに調べてみたのでございますが、将来はかなりの、いわゆる65歳以上の人口が、定義もないようでございますが、50%以上で、協働活動といいますか、役職も割り振りできないような状況になりますと限界集落というようなことであるというような話もあるのでございますが、制度的にいわゆる互助という、お互い支え合うという面で、集落が機能しなきゃいけないと、こういうことだと思えます。そういう面で、現状ほぼお互いにそういう体制はどこの集落もとれているのかいないのか、そこら辺の実態はどう把握しているかわかりませんが、今より将来のほうが心配だと、こういうことなのでございますので、そんな意味で支え合い体制といいますか互助体制を継続できるような、いわゆる集落システムをどうつくっていくかというところの行政側の示唆をこれからもしていただければと思うわけでございますが、何か考え方がありましたらお願いいたします。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 議員おっしゃるとおりでございます、近所づき合いが希薄化する中で、いかに互助、住民同士の支え合いが充実を図れるかということが麻績村としても大きな、非常な課題でございます。こういった中で、先ほども話をさせていただきましたが、限界集落、村の中にも限界集落が出てきている、また、今後これがふえていく状況にあると思います。これからお互いに自助、また互助、これらにつきまして具体的にこうすればいいということも踏まえながら、村全体で考えていく必要があると思いますので、今後また研究を進めながら進めてまいりたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、要旨3になりますが、これは村長にちょっとお伺いいたしますのでお願いいたします。

今後の地域行政のあり方ということで、いろいろ見て感じたわけでございますが、これから人口減少社会においては、財源の確保が厳しくなると、これは専門家ではないのでどの程度厳しくなるか私もわかりません。そういう中で行政サービスなりを安定的に持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、行政単独で提供する発想は現実的ではないとも言われています。今後は、これまで以上に地域間、行政間の連携を柔軟に、積極的に進めるべきであるというふうに言われていますが、村長としての見解をお願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、ご質問ございました人口減少期においては特にというお話でしたが、実はこの人口減少期でなくても、行政間の連携、今おっしゃられたような目的でも必要なわけでありまして、特に、今おっしゃられたとおりの人口減少期になりますと、いわゆる行政単価ということを考えますと、どうしても減らしていかなければいけない、縮減していかなければいけないということにもなってくるわけでありまして、それにはどうしても行政間連携、これはどうしても必要なわけでありまして、種々の形態が考えられるわけでありまして、既に実践している部分はあるわけでありまして、具体的に申し上げますと、広域行政ということで松本広域というような形でやっているところ、これは消防とか介護保険等でございますが、そのほかにごみ処理、これは穂高広域です、あとは火葬の関係、これらもやっておりますし、あとは老人福祉施設、こういうものについても、これはさらに範囲を広げてやっているわけでございます。しかし、この範囲を広げてやってもまだ効率等が上がらなくて、この次の段階というようなことも今考えているところもあるわけでありまして、広域で

やっていた業務そのものを縮小していくというようなことも、今、広域としても考えている部分もあるわけであります。

こうした中で、住民にとってはさらなる事業の拡大、事業の充実、それから拡充、それから高度化というようなことが住民としては求められるわけでございます。こうした中でそういったご要望にもさらに応えるということも、行政としてやっていかなければいけないことであると、そんなように認識しているわけです。

そういう中で、やはりよく言われる新たな事業を取り入れるには、今までやっていた事業のサンセットといたしますか、もう余り使われなくなった事業については縮小していくとか、そして新たな事業に移っていくとか、こういったことも実際にやっていかなければいけないと、こんなふうに思っております。

それから、さらに観光とか地域資源の活用というようなことも、これ新たな問題であるわけでございますが、これも最近の例で申し上げますと、聖山県立公園の見直しといたしますか、これ新たな資源としてやっていこうではないかという、これも広域で始まったわけでありまして、地域会議、今こうしたことも新たに始めているわけでございます。一番身近といたしますと麻績村と筑北村さんであるわけでございますが、村長ともいろんな話をしながら行政効率が上がるようなことを今検討しているわけございまして、さらに松本地域、それからさらには松本を超えた千曲市さん、こちらのほうとの連携事業、こんなこともこれからも引き続き拡大していきたい、努めていきたいと、こんなふうに思っております。具体的なことが申し上げられないわけでございますが、基本的な考え方は以上であるわけです。

以上です。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） この質問事項を出した後の新聞を見ていると、行政間連携についての記事はかなり載ってきておりまして、見ていると思っておりますが5月29日の信毎で、県町村会では、人口減少や高齢化の影響で、小規模市町村では行政サービスが維持できなくなる懸念があるので、広域連携のあり方、課題等意見交換をする懇談会を行うとの報道があったわけでございます。このことは、行政のトップの皆さんからこういう意見が出たということは、今考える時期ではないかというふうに私は思うわけでございます。先ほど村長も各行政間の話し合いも必要だということでございまして、話し合いするきっかけをどうつくっていくかということだと思っておりますが、そうしませんと進まないわけです。連携が進まないと思っておりますので、現状やっている連携については十分理解しておりますので、今後連携をさらに積極的

に進めるという観点の上で、きっかけづくりについてはどのように村長は考えているか答弁をお願いします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、県全体でもいろいろ考えているわけでございまして、村長、それから要は町村長の組織、それから市長さん方の組織、それぞれあるわけでありまして、町村長におきましては政務調査会というのをつくっているわけです。それで、政務調査会3つございまして、それぞれ委員会のような形で地域課題を研究をして、そしてどうやっていこうかという話し合いをしたり、それから国あるいは県に要請をしていくこと、あるいは国・県とともにやっていくこと、こんなことについても方向づけをしながら話し合いをしていると。こんなことも具体的には全県下でやっているわけです。

それから、さらには振興局単位で、この辺だと松本振興局であります。振興局単位で局長さんを中心としたいわゆるそういった組織といいますか、いろいろな連携、調整、こんなこともやっております。それからさらには東筑摩郡においては別の形の、当地区の村長会等がございまして、これは定期的にいろいろな課題を話し合ったり、それから事務事業の調整、こんなことも今やっているわけであります。

議員おっしゃられたとおり、やはりこれから1自治体でやるよりも広域でやるということが、ほんの小さなことでも非常に効果があったり、事務に対してメリットがあるということがございますので、これからも、より拡大していきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ぜひ進めていただきたいと思えます。

それでは、質問事項2の予算編成内容公表の必要性についての村としての考え方についてお伺いしたいと思います。

平成31年度の予算につきましては、広報5月等において報告したと、こういうことですが、そのことによって、どこまで村民の皆さんに理解いただけたかと。また、行政としての説明責任は果たしているのかというふうを感じるわけでございますが、このことができて村民との信頼関係は構築されるというふうを考えるわけでございますが、村として、ここまでの報告でいいじゃないかというような考え方もあるかもしれませんが、基本姿勢をどこに置いているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 予算内容の公表の関係でございます。

予算内容の公表につきましては、透明性の確保の観点から、住民にわかりやすい形で公表しなさいということでございます。現在の公表としましては、議員おっしゃられたとおり広報紙ですとか区長会、また、地域懇談会というような中で説明をさせていただいているというような状況でございますがよろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現状でいいという解釈を今言ったということですか。もう少し透明性を高めたいということを行ったわけですか。そこら辺は根本的にどのような解釈をしているか。それで、村長が地区懇談会で予算の説明をして限られた時間だと思えますが、その背景等も若干コメントをいただいていると、そのようなことが非常に村民にしてみればわかりやすかったと、こういうことだと思います。したがって、いかにわかりやすく予算説明をするかというところで、今の予算執行の意義があるのではないかというふうに思うわけございまして、広報だけで説明できなければホームページという手もあるわけで、何人も見るわけではないかと思いますが、いずれにしても透明性を高める点では、まだ今後努める考え方はあるかどうかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在、地域懇談会におきましても、村長タブレット等を使って細かく絵で予算の内容を説明をしているというような状況でございます。わかりやすく説明というところがなかなか難しい面ではございますけれども、近隣町村の状況も勉強しながら研究してみたいというところでございますが、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 研究していただきたいと思えますが、例えば、前年並みの事業計画を立てたと、ただ平成30年度の事業評価はこういうことだったから本年度もこれだけ予算設定をしましたよという裏づけがあれば、より村民も納得すると、こういうことございまして、そうするにはよっぽど細かな資料が必要になってきますので、そこまでやっての予算編成かちょっとわかりませんが、そういうことも含めて聞きたかったわけでございますが、ぜひ透明性の高いものにしていただければありがたいと、このように思っています。

次の質問事項にいきます。

質問事項の3でございますが、今回タブレット機器が導入されたわけで、例規集の電子化

ということで導入が行われて、昨日から私たちも渡されて都合よく現状を見ているということでございますが、今後このタブレットについて、会議等でも使用すべきではないかというふうに考えますが、何かこれからの方針がありましたら発表いただきたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今回のタブレットの導入につきましては、事務経費削減という観点で導入を計画させていただきました。

近隣市においても、最近タブレットを活用した会議というようなこともありますけれども、IT関係の関係で、なれるまでに時間がかかるとか初期投資、また、維持管理費というような部分もありますので、できるだけ経費のかからない部分がいいのかなというようなものもございます。

また、今後の活用方法については、議員の皆様と相談しながら進めてまいりたい。というのは、環境整備等の関係もございますので、そんなことも含めてご相談をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ぜひ、今後検討いただきたいと思いますが、既にタブレットはかなり、県内はわかりませんが、調べますと導入されている行政が多いわけでもございまして、会議の招集通知なり諸連絡なり本会議の会議資料なり、膨大な紙媒体があるわけでもございますが、そういうものから解放されますし、そういうものの保管についてもいいわけでもございますし、効率がいいということで最終的にこのものは経費削減になると、こういう導入効果もあるようでもございますので、当面は紙媒体と併用してもいいのではないかというふうに思いますが、十分研究する価値があるだろうというふうに思いますので、お願いをして質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（小山福績君） 住民課長。

○住民課長（森山正一君） から先ほどご質問のありましたことについてご説明をさせていただきます。

先ほどご質問の要介護認定者数でございます。要介護1から5につきましては155人、要

支援認定者につきましては90、含めまして合計で245人であります。それから、介護サービスの受給者数でございますけれども、介護認定者96人、要支援者73人、合計169人です。それから、高齢者ひとり暮らしの世帯につきましては300世帯、また、高齢者を含む世帯につきましては832世帯、これにつきましてはサンライフも含まれた数字でございますがよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員、よろしいですか。

○5番（塚原義昭君） はい。

○議長（小山福績君） それでは、5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。再開は2時25分とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 小 瀬 佳 彦 君

○議長（小山福績君） 最後に、6番、小瀬佳彦議員の一般質問を許可します。

6番、小瀬議員。

〔6番 小瀬佳彦君 登壇〕

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

私は今回、村民の意思を行政に反映するという視点で2つの事柄に絞り、質問したいと思います。

第1に、執行機関による請願の取り扱いについて、第2に、過疎対策事業債を財源とした善光寺街道整備工事についてです。自席にて、一問一答方式で行います。

それでは、先ほど5番議員の質問の中で、行政間連携の重要性ということが議論されたわ

けですが、この差し当たっているいろいろな行政課題、連携したほうが効率が上がるという行政課題は多々あると思いますけれども、その最たるものは学校統合ではないかというふうに考えます。そういったことの重要性を含めて質問をしたいと思います。

まず、質問要旨1ですけれども、執行機関による請願の取り扱いについてということから入りたいと思います。

この請願というもの、これは憲法に定められた国民の基本的権利の一つです。議会において採択され、執行機関に送付される手続は、住民の代表機関である議会が請願を通して住民の意思を行政に反映させるためにあるということをご承知のとおりであります。このような請願の制度についてどのような認識を持っているか、村長にお尋ねします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうからでございますが、請願につきましては、一般的にはお願いすることというふうに感じておりますが、法的な解釈からすれば憲法第16条で先ほど小瀬議員さんのおっしゃられたとおりでございます。「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」というふうに示されております。請願権、請願すなわち国や地方公共団体の機関——これには国会、地方自治体の議会も含まれますが——対してその職務に関する事項についての希望、苦情、要請を申し立てる権利だというふうに私は理解しております。

以上です。

○6番（小瀬佳彦君） 具体的な請願の内容に伴って教育長がお答えいただいたんだと思いますが、まさに請願というものは、これは国民に与えられた権利であるということ踏まえて、これから質問をしたいと思います。

そういった請願が、ことしの2月に筑北中学校の組合立議会で採択をされました。そして、その採択された請願が、いわゆる執行者、管理者のほうに送付されているというふうに私は事務局からお聞きをしております。そのような運びで、今、管理者は麻績の高野村長でありますので高野村長にお聞きしますが、この請願の送付がされているかどうか確認をしたいと思っております。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 村長が答弁する前に、私のほうからその請願の書類経過ということ
を申し上げたいと思います。

学校組合から採択されました請願につきましては、平成31年2月27日付で学校組合管理
者宛てに送付をされております。なお、本件は学校組合議会での請願であり、処理の経過及
び結果の報告も請求をされていない案件だというふうに理解をしております。

よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 送付されているということで、今、明らかになったわけですが、今教
育長がおっしゃったとおり、その経過あるいはそれがどのような結果になったかという、そ
れを報告を請求することもできますが、私はこれ、今現在請願者に確認したところ、その報
告も経過の説明もされていないということでありました。これは管理者に直接お聞きします。
今、どのような経過で、この報告についてはどのような対処をするおつもりか、お聞きした
いと思います。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、教育長のほうから答えたとおり、2月27日付で送付をされてお
ります。なお、この件につきましては、議員もご承知のとおり、処理の経過及び結果の報告を
請求されていない事項であることはご承知のことだと思います。なお、この件につきましては
は、学校組合議会で必要があれば答えさせていただきたいと、そのように思っております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） もちろんこの場でそのことを説明をしてくださいというつもりはあり
ません。これは、また今の、今この場での村長の答弁をお聞きした上で、また組合議会のほ
うから請求をしていただくように、私のほうでまた諮りたいというふうに考えておりますが、
ただ1点、やはりこれは請求がなかったから何も対処されていないということではないと思
いますので、その辺は決して請求があろうとなかろうと、やはり請願というものはその住民
から出された1つの行政に対する意見ですので、これが正式な法律にのっとって届けられた
ということに対して、真摯に対処していただきたいと思いますが、その点についてはいかが
ですか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、答弁したのは対処していないということは申し上げていないんで

す。受け取ったということと、それからこの内容については結果の報告を求められておりませんので、今の段階ではしていませんよと。必要があればこれを議決していただきました学校組合議会のほうでまずお話をさせていただきたいと。すなわち学校組合議会の軽視にならないような取り扱いをさせていただきたいということを申し上げているわけです。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 確認をいたしました。

それでは、もう少しこの請願、直接請願ということではございませんけれども、これに関連したことで少し村長にお伺いをしたいと思います。

筑北中学校がこのまま経緯していきますと、来年の3月に組合が解消されて、そして来年の4月から村立の筑北中学校になると。これは皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、先ほど来いろいろこの地域が人口減少していくと、そして規模も縮小していくんだと、それは少なからずこの近隣の同じような自治体が共通する課題であるという中で、ある意味これは誰のせいということではなくて、筑北中学校の組合が解消されるということは、その時世に逆行したことだというふうに私は考えております。ただ、これは他村の決めたことですので、私がどうのこうの言うことではございませんが、しかしながら、では両方が村立の中学校になったからといって問題が解決したのか、するのかということを探ねれば、私はこれでもう後生安泰だねと言う人は筑北村に誰もいないんじゃないかというふうに考えています。ですから、この今回の請願の内容も、今すぐどういう対処をしてくれということではなく、今後のこの筑北地域の中学校というもののあり方、これを本当に子供たちにとってどういう環境がふさわしいのかということは今から検討してほしいという、全く私はそこに異論を挟む余地のない請願であったというふうに理解をしています。

これは賢明な大人たちの中で、責任ある立場の人たちの中で、そんな必要はないというようなことを言う人は誰もいないだろうと。そういったことで言えば5年先、10年先のこの筑北地域の中で、今中学生がどんなような状況にあるか、また、この先どういう状況になればもっと子供たちにとってみればいい環境になるねということが、やはりある程度の見通しをつける、そういった責任があるんだというふうに思います。

特別今回の請願についてどういう対処をするかということは外して、我がこの麻績村にとっても、この筑北中学校が来春以降村立になって、以降どのような将来像を描くべきなのか、そのビジョンについてまずは教育長にこのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうからは、今の小瀬議員さんのご質問に対しては今までも同じような面であったかと思えます。そのときの部分と考え方は変わっておりません。いずれは筑北地域、中学校、小学校も含める中で多分1つでなければ難しいだろうという考え方はしております。ですので、それに向けて今現在も麻績村では検討委員会を開いて一生懸命その検討も学校、これからどうあるべきか、これをどういうふうに進めていって統合にも大丈夫なのかという検討を進めているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） その議論の成果がなかなか村民には見えてこない。それで、私はある意味これはちょっと具体的な事例を紹介しながら、少し議論を深めていきたいと思うのですが、前回の質疑の際にも、今、中学校で非常に部活動がやりづらくなっているという状況を、これまでも質問をしてきました。今現在筑北中学校、これ新年度入って数カ月たつわけですが、部活動は今どのような状態だか少し教えていただきたいと思えます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 現在学校の部活動につきましては、剣道部、女子バレー部、それから野球部、それから吹奏楽部ということになっております。それで、野球部につきましては議員もご承知だと思いますが、昨年からは聖南中学校のほうに、両方に部がありますが、筑北中学校のほうに部員が足りないということもありまして、聖南中学校のほうとの合同チームという形になっております。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） もうちょっと具体的に説明をいただきたいのですが、今野球部が5名、剣道部が8名、吹奏楽部9名、バレー部が一番多くて13名、中学校のほうに問い合わせたらそういう説明がありました。

もう1点、ことしから、前々から話題になっていたバスケットボールということで、これは部を新設することは今の学校の中の状況では不可能なのでということで、これも実は聖南中学校の生徒と合同でできることになったというふうにお聞きしています。

この制度が委任指導というんですか、いわゆる合同部活的な、ことしの新年度から県としても施行された新しい制度の中で、学校側の説明では多分県下でも初の例じゃないかというようなこともお聞きしています。

私はこのバスケットボールをやりたいという4名の子供たちの意を酌んで、教育委員会並びに学校側が非常にある意味何とか子供たちの願いをかなえたいということで、こういった形に結びつけていったということに対して、大変私は敬意を表したいと思います。普通であればこちら側に部活がないということであればもう、そういった希望はいわゆるクラブチームとか社会体育とか、そういったことで解消されるというのがこれまでのならわしであったわけですが、それが実質部活動という形で、隣村の中学校へ一緒に練習をしながら同じチームで試合に出られるということは、非常に私は大きな出来事だなというふうに考えております。

ですから、現実問題、今、村の施策とは別次元で子供たちの中では、お互いに一緒になってやらなければ、なかなか成り立たないというものが一つずつふえている現状だというふうに思います。教育長が先ほど説明されたとおり、以前から麻績の教育委員会の方針も、いずれはこの地域は同じ学校でやっていかなければならないということは聞いておりますけれども、やはりそれが村民に伝わっていかない限りは、何か先の将来像が描けない、ではそのいつかはとはいつなんだということになると思います。もう一回くどいようですが、いつかというのはいつかということに対してはどうお答えになりますか、教育長。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 変わりございません。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 大体予想はついたんですけれども、確かに相手のあることですから軽々にそういったことは、いつごろ一緒になりたいということは公の場で発言することはなかなか難しいとは思いますが、しかしながら、どんな計画もビジョンというものを持って、そして目標はこのぐらいに設定してという具体的な目標が立たなければ何も始まらないんです。それいつかはなると言ったら、いつまでもならないというのと実は同じ意味合いなんです。そのいつかの第1歩を踏み出すには、まだ中学校が筑北村と組合で一緒になって、いろいろ具体的な検討がなされる組合の教育委員会があるうちに、とりあえず来春組合は解消されるけれども、その後のことも一緒に考えましょうというようなことぐらいは、私はこの年度のうちに何かやはりそういった準備はするべきだと思いますが、これはなかなか、それは

そうだというふうにはお答えできないと思いますが、そういったことも考えられるんじゃないかということに対していかがですか。

○議長（小山福績君） 小瀬議員に申し上げます。

質問事項の案件から大分離れているような質問がありますので、質問の内容を変えてください。

6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） では、このことについてはこの辺にしたいと思いますが、ぜひこれはもう思いは多分教育長であっても、また村長であっても同じであると思います。それでまた、筑北村の多くの皆さんもやはりいつかではなく、せめて5年先ぐらいにはそういった環境が整って、そしてお互いの子供たちを本当に温かく、この筑北の地域で育てようというような環境が整備されればいいなというふうに伝えておきたいと思います。

では、次に、質問事項の2つ目といたしまして、過疎対策事業債を財源として善光寺街道整備工事について伺いたいと思います。

この先般の予算の中でも、この過疎対策事業債に基づいた事業というのは非常に大きな幅を占めておりますが、この過疎対策事業債は村の過疎地域自立促進計画——これは平成28年から32年度にかけての5カ年計画でありますけれども——に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められる地方債であります。総務大臣が同意と予算額の通知を行い、県知事が市町村ごとに許可をすると。元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される、交付税措置がされるということで有利な起債であるということと言うまでもないんですが、この令和元年度、この過疎対策事業債の事業は、予算の段階で4億9,540万円、今回の補正でさらに1,020万円の上乗せということで、総額5億560万円、大変これは高額な事業内容になっておるわけです。全体の2割以上ということになるろうかと思いますが、まず、この制度としての過疎地域自立促進特別措置法について少し触れたいと思います。これは、4回にわたり時限立法として延長されてきたという、ある意味ちょっと綱渡り的な特別措置法から出発しておりますので、またこれが期限が来れば失効してしまうというような制度であります。今回も陳情の中でそんな陳情が上がってきておるわけですが、この我々のような過疎地と言われる、この対象になっている地域においては、先ほど申しましたとおり、5億からの事業をするにはこの制度がなければ、なかなかこれだけの高額の事業は賄えないということであろうかと思えます。そこで、この過疎債を使って例の聖高原にありましたホテル聖が撤去できたということはこの制度の一つの恩恵をこうむったというふうに言えると

思います。

この事業債、なかなかいろいろ区分がありまして、それぞれそれが県のほうでいろいろ査定をされるというふうに伺っておりますけれども、この善光寺街道整備工事は1から9の過疎債の事業区分の中でどれに当たるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

こちらの善光寺街道整備工事の過疎対策事業債の対象事業でございますが、過疎法第12条第1項及び過疎法施行令第6条に定められております産業振興施設等の中の観光レクリエーションに関する施設で申請をしたところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 産業振興の中の観光ということだというふうに、今、答弁がありました。

では、県への申請における当初の計画を確認したいと思います。この産業振興の中で観光に関する区分で申請をしたということでもありますけれども、その申請をしたときの概要を教えてくださいたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

平成30年度過疎対策事業起債計画書の事業概要欄には、本事業は、村内の観光施設をつなぐ動線の役割として、善光寺街道に焦点を当て、中でも街道歩きで聖高原を訪れた方向への無料休憩所の設置、あわせて善光寺街道上に建築された旧ホテル解体撤去を行い、善光寺街道の面影を復元し、新しい観光資源として活用すると計画書に記載をいたしました。平成30年度善光寺街道整備工事は、本年5月末で工事が終了しましたので、これから令和元年度事業に着手する運びとなっております。

令和元年度事業では、善光寺街道の面影の復元、無料休憩所の設置、イベントが開催できる広場などの整備を計画し、これから計画図の作成に入る状況となっております。

広場でございますが、イベント開催以外にも場所が国道沿いで救急車の乗り入れがしやすい場所でもございますので、非常時には緊急ヘリポートとして利用可能かどうかを関係機関

と協議する予定でございます。

また、工期につきましては、盛り土部の安定を考慮いたしますと、来年度へまたがることも想定しております。あわせて、現在のバス乗り場の変更、近年ふえております自転車に乗る方の自転車置き場、水飲み場、電気の地下埋設、聖山県立公園地域会議事業との連携なども検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） そのような方向で今、計画が進められているということをお聞きしました。

そもそもこの事業計画に当たった中で、先ほどもその事業概要の中にありましたとおり、善光寺街道というものを地域資源として観光に生かしていくんだというような目的があったということでありまして、そここのところを中心に据えて計画を立てられていくんだろうというふうに私も考えておりました。

さて、その中で、この事業計画ですが、過疎地域自立促進計画書という、先ほど挙げました5カ年の村がつくった計画がありまして、こちらのほうに載せられた事業が具体的に申請可能であるというようなふうに理解をしております。

こちらの計画書のほう、ちょっとひもといてみたいと思います。まず、村の過疎地域自立促進計画において、第2節の5に観光の現況と今後の動向に、このような文言が載っております。「地域住民や関係団体、近隣市町村などと連携した観光施策により、観光事業を展開していきます」とそのように書かれておりますが、この視点で計画が進められるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小山福績君） 観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 答弁いたします。

こちらの過疎計画に書かれているものでございますが、内容といたしまして、観光事業は地域住民の関係団体、近隣市町村などと連携して進めていくものでございます。ですので、観光宣伝、パンフレットなどの広域配布であったり、あと近隣自治体や組織との連携による各種イベント、例えば、近々で言えば、今、松本広域連合で行っている広域圏内のスタンプラリーなどが代表的なもののそういうイベントであったり、あとは高速道のパーキングエリアでのイベント、近隣にまたがる自転車レース、近隣をめぐるツアーなどに引き続き力を入れていくというようなものとなっております。

また、地域の組織、住民の皆様とともに行う事業、例えばスキーの大会であったり釣りの大会、煙火大会などもそうですが、そのように盛り上がるように努めていきますという視点でございます。また、本年度なんです、聖山県立自然公園会議も発足いたしまして、新たな事業が始まると思われれます。また、ことしも2回目になりますが、ソーラーバイクのイベントや、初めて行われますトレールランニングなども実施されるような形となっております。

今回の整備地も、こうした多くの皆様のためになりますように検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） そういうようなことで、これはとりわけ特筆すべき文言というよりは、今、時代的にやはり住民あるいは関係団体、また、近隣の市町村等と連携を図りながら、広域でこういった観光施策も進めていくというのは、もうある意味常識になってきているというふうを考えるわけです。

その中で、今回の善光寺街道を復元するというのも伴ったホテル聖の跡地利用ですが、麻績村1村の地域資源というよりは、やはり広域の資源としても、これは当然長野県の県立公園でもあるわけですから、県の一つの地域資源としても有効で有用なものになるべきだというふう考えております。

そこで、やはりそういった整備をする中で、これは計画を立てる段階でも地域住民、あるいはいろんな立場の方たちのアドバイスやアイデア等、取り込んでいくということが必要なのではないかとこのように考えますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

今現在、専門の設計コンサルタントに依頼している状況でございますが、それ以上のことはこちらとしては考えていない状況でございます。

聖湖畔周辺の四季折々の美しい景観を大切に、訪れる多くのお客様が楽しく安心・安全にお過ごしいただける空間づくりに努めてまいりますよう、今、コンサルタントと打ち合わせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 村長にお伺いします。この過疎地域自立促進計画書の中に、まさにこ

の根幹である基本方針というのがあります。そこに将来像と基本的施策という項がありまして、その（３）に、多様化するニーズに対応した観光地づくりというような文言があります。そこには、善光寺街道麻績宿や信濃観月苑など、歴史探訪にかかわるニーズも近年多く、街道整備と合わせたイベントの実施やソフト事業の展開などを図っていきますというふうに、これ盛ってあります。私は、議員になった理由の一つが、実はこの麻績村の財産としても非常に有用な善光寺街道をもっと村づくりに生かしたいという思いも一つあって、今この場に立っておるわけですが、そういうこともあって議会に臨んだ初回から、ここの文言にありますとおり、街道整備についてもそうですし、また、イベントやソフト事業の展開ということを繰り返し訴えてきたわけです。

今現在、環境整備のほうは着々と計画を進めておるということですので、ぜひハードもあればソフトも必要ではないかということで、実際にこれは村の計画の中に５カ年計画で平成になっていますが32年ということは来年まで、来年度までにこういったことができるようにという計画を立てているわけですから、ぜひその環境整備に伴った、それをさらに効果的にするような上積みする何か方策を立てるべきではないかというふうに考えますが、村長の所信をお聞かせください。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおりでございまして、今、観光ニーズというのは本当に幅広くなっております。以前であればこういった分野に目を当てても誰も来ないであろうということに、多くのお客様が目を向けていただけると、こんな時代でございます。

そうしたことから、今、聖高原、それから麻績村全体を見ますと、やはり村の自然の、本当に美しい自然、それからさらに動植物、山野草、いわゆるこういったものにも大変魅力のあるものもございます。それから、歴史、文化、これは他に近隣に類がないほどいろいろな資源がございます。それから、さらには麻績村の自然環境、聖山を中心とした自然の中でのスポーツというものも新たに目をつけていただいている方もございます。それから、から続いております聖湖の活用の中の釣りというようなものについても、今大きく変わろうとしているわけです。かなり高度化といいますか、しているところでございます。それから、昔からございます善光寺街道の麻績宿、こういったものも本当に魅力のある資源になると、こんなふうに思っております。こういったものを、さらには麻績村には重要文化財を持つ福満寺さんでありますとか、それから神明宮、こういった場所もたくさんあるわけですから、こうしたこともこれから全て取り入れながら新たな観光、こんなことも考えてい

きたいと思っております。

それから、さらに、近隣で先ほど課長のほうからも話がございましたが、県立自然公園の見直し、これは特に県知事さんみずからが力を入れたいと、そんなことで今始まろうとしているわけでございます。こうしたことをさらに総合的にリンクしながら、さらにいろいろな観光の充実を図っていききたいと。それから、今ちょうどお話ございました、今の計画の中の見直しと、そんなこともございますので、今後に向けて検討していききたいと、こんなふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山福績君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） この県へ上げた申請の中にも、村にあるいろいろな観光施設というふううたっておりますけれども、施設といっても今村長がおっしゃったように福満寺や神明宮も入ると思ひます、また麻績宿も入ると思ひます。麻績宿は今、大和屋さんのところを協力隊の拠点にしたということもありますし、こういったものを本当に善光寺街道が動線として結んでいく、そういった一つの大きな村の文化財をトータルで世に出していくという、そういうビジョンが改めてまた必要になってくる場面ではないかというふううに考えております。

そんな中で、ぜひ、私もそうですけれども、そういった村の、これからまた一つ練り直してやっていこうという村づくりに、ぜひ村民参加という視点を入れていただきたいと思ひますが、村長いかがですか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それは当然のことだと思ひます。実は今、観光資源のことについていろいろお話し申し上げたわけですが、さらに申し上げますと地域の産業、特に農業、最近ではこの農業を資源とした観光を進めているところも大分あるわけでございます。それから、さらに地域の食べ物、こういったものを活用していることがあるんですけれども、これが今、大変厳しい状況になっております。すなわち後継者不足というようなところで、麻績の名所として大変親しまれてきたところがこれで閉鎖をしなければいけないというところも出てきておりますし、それから多くの都会からの観光客を受け入れられるというリング園が、これでどうも続いていかないというようなところも、もう目の前に来ているわけです。今、議員おっしゃるように地域住民を巻き込んでいろんなことを検討すべきだということでございますが、ぜひともそういった面でも多くの皆さんの参加をお願いしていきたいなど、それでそういった中で地域の皆さんが元気になってほしいなど、そんなふううに思っているわけであります。実は今回の議会が終わった後にも、この変化についてまたお話をさせていた

だきたいこともあるわけでありますが、今、予想以上にやめていくというようなものがございまして、今、危機であるということでございます。今後も新たな計画の中で地域村民の皆さんに、あらゆるところに参画していただきたいなど、こんなことを思っています。

以上であります。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） とにかくほっとけば、やはりいろいろな面でどんどん縮まっていくという今、地域の姿がもう探さなくてもそこここに見てとれるわけですけども、私はそういった中でとても大事なものは、対処療法的に今ある大きな課題、喫緊の課題に対処するということは当然必要だと思います、しかし、少し先の展望を、やはり夢のあるビジョンを村民と共有して、そして子供が少ない、あるいはだんだんと年寄りが多くなってくる、働き手が少なくなってくる、荒廃地がふえる、そういう中でも、しかしこの村はこういった形の方向でみんなが進んでいこうという、やはりそのビジョンがとても大事だなというふうに、こういう関係の中で私はつくづく思うわけでありまして。時にそれは本当に実現性がどうかというようなことも問われる場面があっても、やはり夢を語るということを忘れてしまっただけは、地域は全く発展しない。発展しないどころか衰退の一途をたどっていくというふうに私は懸念しております。

最後にもう一度、せっかく聖湖畔に一つの環境整備、新しいものが生まれるという場面に当たって、何か村民に向けて、これからもっと村を発展させるというような方向に引っ張っていこうという、ひとつその所信を村長にもう一度語っていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、聖高原というお話でございまして、聖高原につきましては、観光と申しますとやはり前から続いております別荘の関係でございまして、この別荘の関係につきましては、今少し低迷ぎみということでございまして、今少し見直しをされているということでございまして。管理センターさんのお話等を聞きますと、最近動きが少し出てきているというようなことであります。ぜひこんな機会に基本的な別荘の部門についても、もっと多くの皆さんに愛されるような、そんな別荘地づくりをやっていかなきゃいけないと、こんなふうに思っていますし、それからやはり聖高原と申しますと自然休養と申しますか、美しい自然を維持していかなきゃいけない、四季折々多くのお客さんに来ていただいて、自然を楽しんでいただける、そんな観光地づくりをしていかなきゃいけないと、こう思っております。

それから、さらには聖高原の新たなスポーツと申しますか、聖高原を使った新たなスポーツをやりたいというグループとか、いろいろなお客さん見えております、こうした人も大事にしていかなきゃいけない。当然街道歩きのお客様等もいらっしゃいます、こういったお客様も大事にしていきたい。それから、今度は聖高原のみならず、先ほど申し上げました地域の産業を、どうやって観光と結びつけていくかと、こんなこともやっていかなきゃいけないし、それから、麻績村では歴史文化の施設がございますが、大きな重文のある施設、これらについても大分改修が進んでまいりました。今後はこういったものをどうやって活用していくかということが課題ではないのかなと、こんなふうに思っております。麻績村には多くの資源がたくさんあるわけでございますので、これからもそういうものをさらに活用していきたいと、こう思っております。

それから、さらによく言われるんですけども、北山の魅力のある山野草についても、もっと大きく宣伝をすべきだということもございますが、まだまだ積極的に広報をいたしますと、まだ荒らされるというような状況です。大分復元はしてきたわけでございますが、あれも復元を待って、これからあそこにも大勢のお客さんに見えていただけるようなこともこれから考えられるのではないかなと。ですから、いろんな面で麻績村にはまだまだ魅力があると、そんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 時間も参りましたのでここでまとめたいと思いますけれども、やはり私は学校の問題もこの観光の問題も、いつか何とかなるということではなく、具体的にいつごろ、どんな形にしたいかという、それは決して約束されたものではなくても、そういったビジョンを村の中で共有するということがとても大事だと思います。

今、国もインバウンドと言いまして、非常に観光という産業に対して期待をしているわけです。例えば長野県で言いますと馬籠から妻籠宿の中山道の峠歩き、これはほとんど峠を歩く人たちは海外からの人たちです。そういったことが、今口コミでどんどんと毎年数をふやしているという、今そういう時代であります。ですから、いかに我々の地域資源を産業に結びつけていくかということは、やりようによって、非常に実は可能性が大きいということがあると思います。それに6次産業というふうに地域の地場産の産品なんかも結びつけていくということも、非常に大きな可能性を秘めているわけですから、ただ単にこれは観光の話だとか、これは教育の話だとかいうことではなく、やはりトータルとしてこの村の将来像とい

うものを大いに村民と語っていただきたい、私は村長にそういったことをぜひお願いしたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了いたしました。

◎委員長報告

○議長（小山福績君） 日程第2、委員長報告を議題とします。

総務経済委員会及び社会文教委員会に付託しました審査の結果について、報告を求めます。

最初に、総務経済委員長から報告を求めます。

宮川秀俊総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮川秀俊君 登壇〕

○総務経済委員長（宮川秀俊君） 総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第31-1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情については、再度審議した結果、継続審査としました。

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国はその民意を無視し工事を強行に進めています。そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回にわたり「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月に提言をいたしました。

これらを踏まえ、今後の国の動向を見きわめながら、当委員会でも引き続き研究・検討をする必要があると判断し、再度継続審査することに決定しました。あわせて継続審査申出書を提出するものであります。

○議長（小山福績君） 小瀬社会文教委員長。

〔社会文教委員長 小瀬佳彦君 登壇〕

○社会文教委員長（小瀬佳彦君） 社会文教委員会に付託されました請願1件の審査した結果

を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第1－8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の採択を求める請願については、採択、意見書提出としました。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し一般財源化してきました。また、平成18年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成30年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等等及び地方財政の安定を図るため、実現するよう要望する必要があると判断し、当委員会では採択・意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査報告といたします。

○議長（小山福績君） それでは、付託案件の採決をします。

第31－1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出を求める陳情については継続審査とし、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第31－1号の陳情については、継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第31－1号の陳情は、継続審査とすることに決定しました。

続いて、第1－8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願についてを採決します。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、請願書については採択・意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第1－8号の請願は、採択・意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第1－8号の請願は、採択・意見書提出とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小山福績君） 本日予定されました議事日程は、全て終了いたしました。

以上で、令和元年第2回麻績村議会6月定例会第2日目を終了し、散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時20分

令和元年第2回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和元年6月7日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度麻績村一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（村税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 5 議案第 1 号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約に
ついて
- 日程第 6 議案第 2 号 麻績村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制
定について
- 日程第 7 議案第 3 号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 日程第 9 議案第 5 号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第 6 号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 7 号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 発議第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第 13 発議第 2 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書等の提出につい
て
- 日程第 14 発議第 3 号 議会議員の派遣について
- 日程第 15 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	塚原義昭君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
水道室長	飯森秀俊君	住民課長	森山正一君
観光課長	青木秀典君	教育次長	白井太津男君
監査委員	飯森雄三君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	宮下桜
--------	------	----	-----

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和元年第2回麻績村議会6月定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等に説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度麻績村一般会計補正予算（第7号））についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第4号））についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、承認第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第2号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（村税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、承認第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第3号は原案どおり可決いたしました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

承認第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、承認第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第5、議案第1号 令和元年度麻績アクアセンターし尿等投入施設建設工事請負契約についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第6、議案第2号 麻績村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第7、議案第3号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第8、議案第4号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第9、議案第5号 令和元年度麻績村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第10、議案第6号 令和元年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第11、議案第7号 令和元年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第7号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第12、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） ないようですので、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第13、発議第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） ないようですので、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第14、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号はお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（小山福績君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小山福績君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、それぞれ重要な案件を提出させていただきましたが、細部にわたりまして慎重にご審議いただき、全て原案どおりご承認賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では、6名の方から村政の課題等につきましてただしていただきました。ともに研究を深め、新たな村づくりの施策につながるものと大変うれしく思っております。また、貴重なご意見や今後に向けてのご提案等いただきましたが、大切に受けとめさせていただきます、事務事業の遂行に当たってまいります。

議員各位には、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。今定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小山福績君） 以上をもちまして、令和元年第2回麻績村議会6月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時44分